

# 修正の概要

## 輪之内町地域防災計画修正概要（令和5年8月）

### ○修正の主な内容

共通事項	①	岐阜県地域防災計画の修正（令和5年3月）に伴う修正
	②	防災基本計画の修正に伴う修正
	③	各種データの更新による修正（道路・土地利用の現況等）
	④	令和4年度改正に対する岐阜県各所管部門からの意見への対応
一般対策編	①	【数値等の時点修正】総則
	②	【防災基本計画の修正及び県計画との整合】災害予防計画
	③	【防災基本計画の修正及び県計画との整合】防災思想の普及啓発
	④	【防災基本計画の修正及び県計画との整合】避難対策
	⑤	【県指定河川(大樽川)の浸水想定区域の指定に伴う修正】 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置
	⑥	【防災基本計画の修正及び県計画との整合】災害対策本部運用計画
	⑦	【防災基本計画の修正及び県計画との整合】水防計画
	⑧	【防災基本計画の修正及び県計画との整合】災害情報の収集・伝達計画
	⑨	【防災基本計画の修正及び県計画との整合】災害復旧計画
地震対策編	①	【岐阜県地域防災計画との整合】地震に強いまちづくり
原子力 災害対策編	①	【岐阜県地域防災計画との整合】原子力災害事前対策
資料編	①	各種データの更新による修正（町保有防災資機材、消防水利等）
	②	防災関連協定の追加
様式集	①	様式48号の5(避難者名簿一覧表)、様式48号の6(避難所ペット登録台帳)及び様式 第48号の7(避難所用物品受払簿)の修正 ※避難所開設訓練の検証を基に見直し

輪之内町地域防災計画（一般対策編）新旧対照表

頁	現計画	修正案	修正理由																																										
9	<p>第1章 総則 第1節から第3節まで (略)</p> <p>第4節 輪之内町の地勢と災害の概要 1から4まで (略)</p> <p>5 社会的条件 (1)人口 本町の人口は、昭和45年の7,469人から一貫して人口増加が続き、平成22年には10,028人（国勢調査）と、40年間で約34パーセントの増加となった。現在、平成27年10月の国勢調査で9,976人と微減となっている。</p>	<p>第1章 総則 第1節から第3節まで (略)</p> <p>第4節 輪之内町の地勢と災害の概要 1から4まで (略)</p> <p>5 社会的条件 (1)人口 本町の人口は、昭和45年の7,469人から一貫して人口増加が続き、平成22年には10,028人（国勢調査）と、40年間で約34パーセントの増加となった。しかしながらそれ以降は減少に転じ、平成27年10月の国勢調査では9,976人、令和2年10月の同調査では9,654人と大幅な減少となっている。 また65歳以上の老年人口比率の推移を「住民基本台帳人口（各年4月1日現在）」で見ると、平成2年の1,184人、14.1パーセントから、平成7年には1,384人、16.0パーセントと微増し、平成12年には1,591人、17.2パーセント、平成17年には1,688人、17.7パーセント、平成22年には1,887人、19.3パーセント、平成27年には2,165人、21.8パーセント、令和2年には2,493人、25.8パーセントとなっている。このように本町においては、人口の高齢化が進行しているため、災害時の要配慮者対策を充実させる必要がある</p>	<p>令和2年度国勢調査からの分析を追加</p>																																										
10	<p>(2)土地利用</p> <p>土地利用の現況</p> <table border="1" data-bbox="1197 1232 1324 2016"> <thead> <tr> <th>総面積</th> <th>田</th> <th>畑</th> <th>水面</th> <th>道路</th> <th>宅地</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面積(ha)</td> <td>998</td> <td>121</td> <td>395</td> <td>242</td> <td>287</td> <td>190</td> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>44.7</td> <td>5.4</td> <td>17.7</td> <td>10.8</td> <td>12.9</td> <td>8.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和2年10月1日現在 県都市政策課</p>	総面積	田	畑	水面	道路	宅地	その他	面積(ha)	998	121	395	242	287	190	割合(%)	44.7	5.4	17.7	10.8	12.9	8.5	<p>(2)土地利用</p> <p>土地利用の現況</p> <table border="1" data-bbox="1197 403 1324 1164"> <thead> <tr> <th>総面積</th> <th>田</th> <th>畑</th> <th>水面</th> <th>道路</th> <th>宅地</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面積(ha)</td> <td>981</td> <td>121</td> <td>394</td> <td>243</td> <td>494</td> <td>494</td> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>43.9</td> <td>5.4</td> <td>17.7</td> <td>10.9</td> <td>22.1</td> <td>22.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和3年10月1日現在 県都市政策課</p>	総面積	田	畑	水面	道路	宅地	その他	面積(ha)	981	121	394	243	494	494	割合(%)	43.9	5.4	17.7	10.9	22.1	22.1	<p>令和2年度国勢調査からの分析を追加</p> <p>数値の時点修正</p>
総面積	田	畑	水面	道路	宅地	その他																																							
面積(ha)	998	121	395	242	287	190																																							
割合(%)	44.7	5.4	17.7	10.8	12.9	8.5																																							
総面積	田	畑	水面	道路	宅地	その他																																							
面積(ha)	981	121	394	243	494	494																																							
割合(%)	43.9	5.4	17.7	10.9	22.1	22.1																																							

輪之内町地域防災計画（一般対策編）新旧対照表

11	<p>(3) 産業 (略)</p> <p>(4) 交通 道路・橋梁の現況（令和3年4月1日現在）：別紙参照</p> <p>6 災害発生状況 (略)</p> <p>第5節 輪之内町災害対策本部の組織 1 から2まで (略)</p> <p>3 分担任務等 (1) 本部員会議 (略)</p> <p>(2) 本部の各部 町本部の部別の分担任務並びに部長の担当者は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>災害対策本部の分担任務表</b></p> <table border="1" data-bbox="778 1220 1353 2056"> <tr> <td>担当職 部名</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>資材部 部長 産業課長</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急復旧、救助用資器材等の確保に関すること。</li> <li>2 災害時における食料確保及び輸送に関すること。</li> <li>3 生活必需物資の確保及び配給に関すること。</li> <li>4 災害用物資の出納に関すること。</li> <li>5 応急仮設住宅に関すること。</li> <li>6 農業、畜産関係の被害調査及び災害対策に関すること。</li> <li>7 農業関係団体との連絡調整に関すること。</li> <li>8 農業土木関係の被害調査及び応急復旧対策に関すること。</li> <li>9 農業用ため池の応急復旧に関すること。</li> <li>10 商工業関係の被害調査及び災害対策に関すること。</li> <li>11 商工業関係団体との連絡調整に関すること。</li> <li>12 農業用共同施設の災害対策に関すること。</li> <li>13 種苗、生産資材、肥料等の対策に関すること。</li> <li>14 被災農家に対する融資の斡旋に関すること。</li> <li>15 被災業者に対する融資の斡旋に関すること。</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	担当職 部名	(略)	資材部 部長 産業課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急復旧、救助用資器材等の確保に関すること。</li> <li>2 災害時における食料確保及び輸送に関すること。</li> <li>3 生活必需物資の確保及び配給に関すること。</li> <li>4 災害用物資の出納に関すること。</li> <li>5 応急仮設住宅に関すること。</li> <li>6 農業、畜産関係の被害調査及び災害対策に関すること。</li> <li>7 農業関係団体との連絡調整に関すること。</li> <li>8 農業土木関係の被害調査及び応急復旧対策に関すること。</li> <li>9 農業用ため池の応急復旧に関すること。</li> <li>10 商工業関係の被害調査及び災害対策に関すること。</li> <li>11 商工業関係団体との連絡調整に関すること。</li> <li>12 農業用共同施設の災害対策に関すること。</li> <li>13 種苗、生産資材、肥料等の対策に関すること。</li> <li>14 被災農家に対する融資の斡旋に関すること。</li> <li>15 被災業者に対する融資の斡旋に関すること。</li> </ol>	(略)	(略)
担当職 部名	(略)						
資材部 部長 産業課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急復旧、救助用資器材等の確保に関すること。</li> <li>2 災害時における食料確保及び輸送に関すること。</li> <li>3 生活必需物資の確保及び配給に関すること。</li> <li>4 災害用物資の出納に関すること。</li> <li>5 応急仮設住宅に関すること。</li> <li>6 農業、畜産関係の被害調査及び災害対策に関すること。</li> <li>7 農業関係団体との連絡調整に関すること。</li> <li>8 農業土木関係の被害調査及び応急復旧対策に関すること。</li> <li>9 農業用ため池の応急復旧に関すること。</li> <li>10 商工業関係の被害調査及び災害対策に関すること。</li> <li>11 商工業関係団体との連絡調整に関すること。</li> <li>12 農業用共同施設の災害対策に関すること。</li> <li>13 種苗、生産資材、肥料等の対策に関すること。</li> <li>14 被災農家に対する融資の斡旋に関すること。</li> <li>15 被災業者に対する融資の斡旋に関すること。</li> </ol>						
(略)	(略)						
15	<p>(3) 産業 (略)</p> <p>(4) 交通 道路・橋梁の現況（令和3年4月1日現在）：別紙参照</p> <p>6 災害発生状況 (略)</p> <p>第5節 輪之内町災害対策本部の組織 1 から2まで (略)</p> <p>3 分担任務等 (1) 本部員会議 (略)</p> <p>(2) 本部の各部 町本部の部別の分担任務並びに部長の担当者は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>災害対策本部の分担任務表</b></p> <table border="1" data-bbox="778 376 1353 1220"> <tr> <td>担当職 部名</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>資材部 部長 産業課長</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急復旧、救助用資器材等の確保に関すること。</li> <li>2 災害時における食料確保及び輸送に関すること。</li> <li>3 生活必需物資の確保及び配給に関すること。</li> <li>4 災害用物資の出納に関すること。</li> <li>5 応急仮設住宅に関すること。</li> <li>6 農業、畜産関係の被害調査及び災害対策に関すること。</li> <li>7 農業関係団体との連絡調整に関すること。</li> <li>8 農業土木関係の被害調査及び応急復旧対策に関すること。</li> <li>9 商工業関係の被害調査及び災害対策に関すること。</li> <li>10 商工業関係団体との連絡調整に関すること。</li> <li>11 農業用共同施設の災害対策に関すること。</li> <li>12 種苗、生産資材、肥料等の対策に関すること。</li> <li>13 被災農家に対する融資の斡旋に関すること。</li> <li>14 被災業者に対する融資の斡旋に関すること。</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	担当職 部名	(略)	資材部 部長 産業課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急復旧、救助用資器材等の確保に関すること。</li> <li>2 災害時における食料確保及び輸送に関すること。</li> <li>3 生活必需物資の確保及び配給に関すること。</li> <li>4 災害用物資の出納に関すること。</li> <li>5 応急仮設住宅に関すること。</li> <li>6 農業、畜産関係の被害調査及び災害対策に関すること。</li> <li>7 農業関係団体との連絡調整に関すること。</li> <li>8 農業土木関係の被害調査及び応急復旧対策に関すること。</li> <li>9 商工業関係の被害調査及び災害対策に関すること。</li> <li>10 商工業関係団体との連絡調整に関すること。</li> <li>11 農業用共同施設の災害対策に関すること。</li> <li>12 種苗、生産資材、肥料等の対策に関すること。</li> <li>13 被災農家に対する融資の斡旋に関すること。</li> <li>14 被災業者に対する融資の斡旋に関すること。</li> </ol>	(略)	(略)
担当職 部名	(略)						
資材部 部長 産業課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急復旧、救助用資器材等の確保に関すること。</li> <li>2 災害時における食料確保及び輸送に関すること。</li> <li>3 生活必需物資の確保及び配給に関すること。</li> <li>4 災害用物資の出納に関すること。</li> <li>5 応急仮設住宅に関すること。</li> <li>6 農業、畜産関係の被害調査及び災害対策に関すること。</li> <li>7 農業関係団体との連絡調整に関すること。</li> <li>8 農業土木関係の被害調査及び応急復旧対策に関すること。</li> <li>9 商工業関係の被害調査及び災害対策に関すること。</li> <li>10 商工業関係団体との連絡調整に関すること。</li> <li>11 農業用共同施設の災害対策に関すること。</li> <li>12 種苗、生産資材、肥料等の対策に関すること。</li> <li>13 被災農家に対する融資の斡旋に関すること。</li> <li>14 被災業者に対する融資の斡旋に関すること。</li> </ol>						
(略)	(略)						
	<p style="text-align: right;">県からの指摘事項への対応</p>						

輪之内町地域防災計画（一般対策編）新旧対照表

16	<p>4 本部事務室の組織及び任務 (略)</p> <p>(1)から(9) (略)</p> <p><b>本部事務室・広報部及び本部連絡員</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>担当者</th> <th>分担任務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>部長 (兼危機管理課 本部管理員)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>本部職員</td> <td>(略)</td> </tr> </table> </td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>所属部 (略)</td> <td>担当職</td> <td>連絡事項</td> </tr> <tr> <td>衛生部 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>衛生部 (略)</td> <td>住民課主幹</td> <td>衛生部に関する事項の連絡</td> </tr> <tr> <td>衛生部 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> </td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 現地本部 (略)</p> <p>第2章 災害予防計画 第1節 総則 1 基本方針 (略)</p> <p>2 推進体制 (1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 関係機関と連携した防災対策の整備 平常時から町および県関係機関や、企業等との間で協定の締結や連絡手段の確保などの、連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手</p>	担当者	分担任務	<table border="1"> <tr> <td>部長 (兼危機管理課 本部管理員)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>本部職員</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	部長 (兼危機管理課 本部管理員)	(略)	本部職員	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td>所属部 (略)</td> <td>担当職</td> <td>連絡事項</td> </tr> <tr> <td>衛生部 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>衛生部 (略)</td> <td>住民課主幹</td> <td>衛生部に関する事項の連絡</td> </tr> <tr> <td>衛生部 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	所属部 (略)	担当職	連絡事項	衛生部 (略)	(略)	(略)	衛生部 (略)	住民課主幹	衛生部に関する事項の連絡	衛生部 (略)	(略)	(略)	(略)	<p>4 本部事務室の組織及び任務 (略)</p> <p>(1)から(9) (略)</p> <p><b>本部事務室・広報部及び本部連絡員</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>担当者</th> <th>分担任務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>部長 (兼危機管理課 本部管理員)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>本部職員</td> <td>(略)</td> </tr> </table> </td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>所属部 (略)</td> <td>担当職</td> <td>連絡事項</td> </tr> <tr> <td>衛生部 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>衛生部 (略)</td> <td>住民課長補佐</td> <td>衛生部に関する事項の連絡</td> </tr> <tr> <td>衛生部 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> </td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 現地本部 (略)</p> <p>第2章 災害予防計画 第1節 総則 1 基本方針 (略)</p> <p>2 推進体制 (1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 関係機関と連携した防災対策の整備 平常時から町および県関係機関や、企業等との間で協定の締結や連絡手段の確保などの、連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手</p> <p>時点修正 (組織)</p>	担当者	分担任務	<table border="1"> <tr> <td>部長 (兼危機管理課 本部管理員)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>本部職員</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	部長 (兼危機管理課 本部管理員)	(略)	本部職員	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td>所属部 (略)</td> <td>担当職</td> <td>連絡事項</td> </tr> <tr> <td>衛生部 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>衛生部 (略)</td> <td>住民課長補佐</td> <td>衛生部に関する事項の連絡</td> </tr> <tr> <td>衛生部 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	所属部 (略)	担当職	連絡事項	衛生部 (略)	(略)	(略)	衛生部 (略)	住民課長補佐	衛生部に関する事項の連絡	衛生部 (略)	(略)	(略)	(略)
担当者	分担任務																																													
<table border="1"> <tr> <td>部長 (兼危機管理課 本部管理員)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>本部職員</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	部長 (兼危機管理課 本部管理員)	(略)	本部職員	(略)	(略)																																									
部長 (兼危機管理課 本部管理員)	(略)																																													
本部職員	(略)																																													
<table border="1"> <tr> <td>所属部 (略)</td> <td>担当職</td> <td>連絡事項</td> </tr> <tr> <td>衛生部 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>衛生部 (略)</td> <td>住民課主幹</td> <td>衛生部に関する事項の連絡</td> </tr> <tr> <td>衛生部 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	所属部 (略)	担当職	連絡事項	衛生部 (略)	(略)	(略)	衛生部 (略)	住民課主幹	衛生部に関する事項の連絡	衛生部 (略)	(略)	(略)	(略)																																	
所属部 (略)	担当職	連絡事項																																												
衛生部 (略)	(略)	(略)																																												
衛生部 (略)	住民課主幹	衛生部に関する事項の連絡																																												
衛生部 (略)	(略)	(略)																																												
担当者	分担任務																																													
<table border="1"> <tr> <td>部長 (兼危機管理課 本部管理員)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>本部職員</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	部長 (兼危機管理課 本部管理員)	(略)	本部職員	(略)	(略)																																									
部長 (兼危機管理課 本部管理員)	(略)																																													
本部職員	(略)																																													
<table border="1"> <tr> <td>所属部 (略)</td> <td>担当職</td> <td>連絡事項</td> </tr> <tr> <td>衛生部 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>衛生部 (略)</td> <td>住民課長補佐</td> <td>衛生部に関する事項の連絡</td> </tr> <tr> <td>衛生部 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	所属部 (略)	担当職	連絡事項	衛生部 (略)	(略)	(略)	衛生部 (略)	住民課長補佐	衛生部に関する事項の連絡	衛生部 (略)	(略)	(略)	(略)																																	
所属部 (略)	担当職	連絡事項																																												
衛生部 (略)	(略)	(略)																																												
衛生部 (略)	住民課長補佐	衛生部に関する事項の連絡																																												
衛生部 (略)	(略)	(略)																																												

輸之内町地域防災計画（一般対策編）新旧対照表

<p>18</p>	<p>続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものと          する。特に、災害時においては状況が刻々と変化していくこと          と、詳細な情報を伝達するに、状況が刻々と変化していくこと          発信側が意図していることが伝わり、発生し、情報や          くなる。このように、未然に防ぐ観点から、関係機関          は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から、災害時          の対応についてコミュニケーションをとって、関係機関          より、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努          めるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、          訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的にす          るよう努めるものとする。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>また、民間事業者による災害対策に係る業務          （被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送          等）については、あらかじめ、町および県は、民間事業者と          の間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民          間事業者の管理施設を把握しておくなど協力体制を構          築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものと          する。</p>	<p>防災基本計画の修          正及び岐阜県地域          防災計画との整合</p>
<p>続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものと          する。特に、災害時においては状況が刻々と変化していくこと          と、詳細な情報を伝達するに、状況が刻々と変化していくこと          発信側が意図していることが伝わり、発生し、情報や          くなる。このように、未然に防ぐ観点から、関係機関          は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から、災害時          の対応についてコミュニケーションをとって、関係機関          より、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努          めるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、          訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的にす          るよう努めるものとする。</p> <p>加えて、町、県等の防災関係機関は、他の関係機関と連          携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実          施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイム          ライン）について、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応          じて見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施          し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</p> <p>その他に、民間事業者による災害対策に係る業務          （被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送          等）については、あらかじめ、町および県は、民間事業者と          の間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民          間事業者の管理施設を把握しておくなど協力体制を構          築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものと          する。</p>	<p>防災基本計画の修          正及び岐阜県地域          防災計画との整合</p>	

(5)から(8)まで  
(略)

第2節から第5節まで  
(略)

第6節 建築物災害予防計画  
 1 建築物防災知識の普及  
 (1) 既存建築物の保全対策  
 (略)

輸之内町地域防災計画（一般対策編）新旧対照表

24	<p>(2) 建築基準法等の遵守 建築物の敷地、構造及び用途等が建築基準法（昭和25年法律第201号）に適合するよう、<u>県</u>では建築確認審査業務を行っているので、<u>町</u>においても<u>一般住民</u>に対して法の遵守の広報を行う。</p> <p>2から3まで (略)</p>	<p>(2) 建築基準法等の遵守 建築物の敷地、構造及び用途等が建築基準法（昭和25年法律第201号）に適合するよう<u>住民</u>に対して法の遵守の広報を行う。</p> <p>2から3まで (略)</p>	<p>県からの指摘事項への対応</p>																				
24	<p>4 <u>空き家等の状況の確認</u> 町は、平常時より、災害による被害が予測される<u>空き家</u>等の状況の確認に努めるものとする。</p> <p>第7節 火災予防計画 1 消防組織 (略)</p> <p>2 消防力の整備強化 (1) 消防力の強化 (略)</p>	<p>4 <u>空家等の状況の確認</u> 町は、平常時より、災害による被害が予測される<u>空家</u>等の状況の確認に努めるものとする。</p> <p>第7節 火災予防計画 1 消防組織 (略)</p> <p>2 消防力の整備強化 (1) 消防力の強化 (略)</p>	<p>字句修正（岐阜県地域防災計画との整合）</p>																				
26	<p>(2) 消防水利の確保 町は、消防水利の基準に適合するよう適正配置と同時多発災害、消火栓使用不能事態等に備えた水利の多様化を図る。 ア 防火水槽等の整備を図る。 イ 緊急水利として利用できる河川、池、プール等を把握しておき、水利の多様化を図る。 消防水利の現況 (令和4年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1117 1220 1189 2056"> <tr> <td>消火栓</td> <td>防火水槽</td> <td>井戸</td> <td>耐震性貯水槽</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>313</td> <td>58</td> <td>102</td> <td>3</td> <td>17</td> </tr> </table> <p>3から8まで (略)</p> <p>第8節 危険物等災害予防計画 (略)</p>	消火栓	防火水槽	井戸	耐震性貯水槽	その他	313	58	102	3	17	<p>(2) 消防水利の確保 町は、消防水利の基準に適合するよう適正配置と同時多発災害、消火栓使用不能事態等に備えた水利の多様化を図る。 ア 防火水槽等の整備を図る。 イ 緊急水利として利用できる河川、池、プール等を把握しておき、水利の多様化を図る。 消防水利の現況 (令和5年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1117 369 1189 1220"> <tr> <td>消火栓</td> <td>防火水槽</td> <td>井戸</td> <td>耐震性貯水槽</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>311</td> <td>57</td> <td>103</td> <td>3</td> <td>17</td> </tr> </table> <p>3から8まで (略)</p> <p>第8節 危険物等災害予防計画 (略)</p>	消火栓	防火水槽	井戸	耐震性貯水槽	その他	311	57	103	3	17	<p>数値の時点修正</p>
消火栓	防火水槽	井戸	耐震性貯水槽	その他																			
313	58	102	3	17																			
消火栓	防火水槽	井戸	耐震性貯水槽	その他																			
311	57	103	3	17																			





輸之内町地域防災計画（一般対策編）新旧対照表

32	<p>○地震関連 (略)</p> <p>○原子力関連 (略)</p> <p>(2)教育方法 (略)</p> <p>5 職員等に対する教育 (略)</p> <p>6 学校教育における防災教育 町は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実<u>に努める</u>ものとする。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニユアルの策定が行われるよう促すものとする。</p> <p>7 災害伝承 (略)</p> <p>第10節 防災訓練計画 1から8まで (略)</p> <p>9 訓練の検証 町は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、<u>相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図り、訓練成果を取りまとめ、訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。</u></p> <p>第11節から第13節まで (略)</p>	<p>○地震関連 (略)</p> <p>○原子力関連 (略)</p> <p>(2)教育方法 (略)</p> <p>5 職員等に対する教育 (略)</p> <p>6 学校教育における防災教育 町は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実及び消防団員や防災士等が参画した<u>体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする</u>。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニユアルの策定が行われるよう促すものとする。</p> <p>7 災害伝承 (略)</p> <p>第10節 防災訓練計画 1から8まで (略)</p> <p>9 訓練の検証 町は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「<u>顔の見える関係</u>」を構築し<u>信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図り、訓練成果を取りまとめ、訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。</u></p> <p>第11節から第13節まで (略)</p>	<p>防災基本計画の修正及び岐阜県地域防災計画との整合</p> <p>防災基本計画の修正及び岐阜県地域防災計画との整合</p>
35	<p>○地震関連 (略)</p> <p>○原子力関連 (略)</p> <p>(2)教育方法 (略)</p> <p>5 職員等に対する教育 (略)</p> <p>6 学校教育における防災教育 町は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実<u>に努める</u>ものとする。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニユアルの策定が行われるよう促すものとする。</p> <p>7 災害伝承 (略)</p> <p>第10節 防災訓練計画 1から8まで (略)</p> <p>9 訓練の検証 町は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、<u>相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図り、訓練成果を取りまとめ、訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。</u></p> <p>第11節から第13節まで (略)</p>	<p>○地震関連 (略)</p> <p>○原子力関連 (略)</p> <p>(2)教育方法 (略)</p> <p>5 職員等に対する教育 (略)</p> <p>6 学校教育における防災教育 町は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実及び消防団員や防災士等が参画した<u>体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする</u>。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニユアルの策定が行われるよう促すものとする。</p> <p>7 災害伝承 (略)</p> <p>第10節 防災訓練計画 1から8まで (略)</p> <p>9 訓練の検証 町は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「<u>顔の見える関係</u>」を構築し<u>信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図り、訓練成果を取りまとめ、訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。</u></p> <p>第11節から第13節まで (略)</p>	<p>防災基本計画の修正及び岐阜県地域防災計画との整合</p> <p>防災基本計画の修正及び岐阜県地域防災計画との整合</p>

輸之内町地域防災計画（一般対策編）新旧対照表

<p>44</p>	<p>第1 4 節 避難対策 1 方針 (略) 2 実施内容 (1)避難計画の策定 (略) (2) 行政区域を越えた広域避難の調整 県及び町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。 県及び町は、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。</p> <hr/> <p>県及び町は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(3)避難場所・避難所 ア 指定緊急避難場所の指定 (略) イ 指定避難所の指定 指定避難所については、町は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造及び設備を有する施設であつて、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、</p>	<p>第1 4 節 避難対策 1 方針 (略) 2 実施内容 (1)避難計画の策定 (略) (2) 行政区域を越えた広域避難の調整 県及び町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、平時から広域避難等の実施に係る検討をするとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう、また、住民へ周知するよう努めるものとする。 県及び町は、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。 町は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。 県及び町は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(3)避難場所・避難所 ア 指定緊急避難場所の指定 (略) イ 指定避難所の指定 指定避難所については、町は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造及び設備を有する施設であつて、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、</p>	<p>岐阜県地域防災計画との整合</p> <p>岐阜県地域防災計画との整合</p>
-----------	--	--	---

輪之内町地域防災計画（一般対策編）新旧対照表

45	<p>あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保を進めるものとする。</p> <p>町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。</p> <p>県及び町は、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機等の整備に加え、排水経路を考慮した災害に強いトイレの確保や活用を図る。また、男女のニーズの違いや性的マイノリティに配慮した整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。</p>	<p>あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保を進めるものとする。</p> <p>町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。</p> <p>県及び町は、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機等の整備に加え、排水経路を考慮した災害に強いトイレの確保や活用を図る。また、男女のニーズの違いや性的マイノリティに配慮した整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正及び岐阜県地域防災計画との整合</p>
46	<p>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p>町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活すること が困難な障がい者 等の要配慮者 のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとし、県は積極的にその協力・支援を行う。</p> <p>町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができ、体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。</p>	<p>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活すること が困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努め、特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとし、県は積極的にその協力・支援を行う。</p> <p>町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができ、体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正及び岐阜県地域防災計画との整合</p>

輪之内町地域防災計画（一般対策編）新旧対照表

46	<p>町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</p> <p>町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れられるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することをできるように努めるものとする。</p> <p>福祉避難所運営マニュアルの策定</p> <p>町は、指定避難所の運営を確立するため、避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて避難所や資機材に関する必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、地域の防災リーダーをはじめ住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。</p> <p>避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう努めるものとする。</p> <p>また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家</p> <hr/> <p>等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p>	<p>町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</p> <p>町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れられるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することをできるように努めるものとする。</p> <p>福祉避難所運営マニュアルの策定</p> <p>町は、指定避難所の運営を確立するため、避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて避難所や資機材に関する必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、地域の防災リーダーをはじめ住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。</p> <p>避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう努めるものとする。</p> <p>また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p>
54	<p>エ 避難所開設状況の伝達 (略)</p> <p>(4)から(14)まで (略)</p> <p>第15節 避難行動要支援者対策計画 (略)</p> <p>第16節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置</p>	<p>エ 避難所開設状況の伝達 (略)</p> <p>(4)から(14)まで (略)</p> <p>第15節から第17節まで (略)</p> <p>第16節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置</p>

防災基本計画の修正及び岐阜県地域防災計画との整合

輪之内町地域防災計画（一般対策編）新旧対照表

	<p>当町における浸水想定区域については、国土交通省中部地方整備局が水防法第14条の規定に基づき、指定した木曾川水系3河川（揖斐川、長良川、牧田川（平成28年12月22日浸水想定区域図公表））における洪水浸水想定区域とする。</p> <p>1 から3まで (略)</p> <p>(新規)</p> <p>4. 洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川（大樽川等）について 河川管理者から必要な情報提供を受けつつ過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスクとして住民等に周知する。</p> <p>第17節 情報体制の確立 (略)</p> <p>第18節 防災拠点施設の整備 1 町広域防災拠点施設の指定 町は、大規模災害時に町内の迅速な災害対策活動のため、次の機能を有する市町村広域防災拠点施設の指定を行う。なお、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。町本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができるとする体制のもと、適切な対応がとれるよう努めるものとする。</p> <p>2 から4まで (略)</p> <p>第19節から22節まで (略)</p>	<p>当町における浸水想定区域については、国土交通省中部地方整備局が水防法第14条の規定に基づき、指定した木曾川水系3河川（揖斐川、長良川、牧田川（平成28年12月22日浸水想定区域図公表）、大樽川（令和5年2月1日浸水想定区域図公表））における洪水浸水想定区域とする。</p> <p>1 から3まで (略)</p> <p>4 大樽川における浸水想定区域について 福東新田区、中郷新田区、藻池新田区、海松新田区、大吉新田区、松内区、下大樽新田区、下大樽区及び四郷南部区を対象区域とする。なお、浸水が想定されるエリア内には要配慮者施設がないため、避難の確保を図るための措置を1(1)に準じて実施する。</p> <p>5 洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について 河川管理者から必要な情報提供を受けつつ過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスクとして住民等に周知する。</p> <p>第17節 情報体制の確立 (略)</p> <p>第18節 防災拠点施設の整備 1 町広域防災拠点施設の指定 町は、大規模災害時に町内の迅速な災害対策活動のため、次の機能を有する市町村広域防災拠点施設の指定を行う。なお、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。町本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができるとする体制のもと、適切な対応がとれるよう努めるものとする。</p> <p>2 から4まで (略)</p> <p>第19節から22節まで (略)</p>	<p>県指定河川（大樽川）の洪水浸水想定区域の指定に伴うもの</p> <p>県指定河川（大樽川）の洪水浸水想定区域の指定に伴うもの</p> <p>県指定河川（大樽川）の洪水浸水想定区域の指定によるもの</p> <p>防災基本計画の修正及び岐阜県地域防災計画との整合</p>
55			
55			
58			

輪之内町地域防災計画（一般対策編）新旧対照表

<p>65</p>	<p>第3章 災害応急対策          第1項 町本部活動体制          第1節 災害対策本部運用計画          1 計画の方針          (略)          2 体制等          注意報、警報等が発表されたとき、あるいは町本部が設置されたときの体制等は次によるものとする。          表 (略)          ※1 気象庁は、3時間降水量であれば50年に一度の値を超過した5kmメッシュが10か所以上出現したときを特別警報の発表目安としている。しかし、県では「50年に一度」の値を超過した5kmメッシュが1か所でも出現する場合は岐阜地方気象台より情報を受け、災害対策本部を設置するとともに、市町村に対して「特別警報に準ずる気象現象発生情報」として県防災行政無線により伝達することとしている。そのため、県より「特別警報に準ずる気象現象発生情報」が発せられた場合に、<u>非</u>常体制とし、災害対策本部を設置する。</p> <p>3から10まで          (略)          第2節 職員動員計画          (略)          第2項 災害動員計画          (略)          第3項 交通計画          第1節 道路交通対策          1から5まで          (略)          6 措置命令等          (1)から(2)まで          (略)</p>	<p>第3章 災害応急対策          第1項 町本部活動体制          第1節 災害対策本部運用計画          1 計画の方針          (略)          2 体制等          注意報、警報等が発表されたとき、あるいは町本部が設置されたときの体制等は次によるものとする。          表 (略)          ※1 気象庁は、3時間降水量であれば50年に一度の値を超過した5km格子が10か所以上出現したときを特別警報の発表目安としている。しかし、県では「50年に一度」の値を超過した5km格子が1か所でも出現した場合（大雨特別警報の基準値以上となる格子が出現した場合）は岐阜地方気象台より情報を受け、災害対策本部を設置するとともに、<u>直</u>ちに市町村に対して伝達することとしている。  <u>その</u>ため、<u>輪之内町域内</u>で大雨特別警報の基準値以上となる格子が出現した場合に<u>つ</u>いても非常体制とし、災害対策本部を設置する。</p> <p>3から10まで          (略)          第2節 職員動員計画          (略)          第2項 災害動員計画          (略)          第3項 交通計画          第1節 道路交通対策          1から5まで          (略)          6 措置命令等          (1)から(2)まで          (略)</p>	<p>防災基本計画の修正及び岐阜県地域防災計画との整合</p>
-----------	---	---	---------------------------------

輸之内町地域防災計画（一般対策編）新旧対照表

89	<p>(3) 道路管理者 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合 には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要がある ときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとす る。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら 車両の移動等を行うものとする。(道路啓開等)</p>	<p>(3) 道路管理者 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合 には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要がある ときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとす る。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら 車両の移動等を行うものとする。(道路啓開等)</p> <p>道路管理者及び地方整備局、地方運輸局を中心とする関 係機関は、車両の滞留状況や解放の見通し等に関する道路管 理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発 生し、滞留車両の解放に長時間を要すると見込まれる場合に は、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に 対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行う よう努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修 正及び岐阜県地域 防災計画との整合</p>
101	<p>7から9まで (略)</p> <p>第2節 輸送計画 (略)</p> <p>第4項 災害情報計画 第1節 気象予警報伝達等の計画 1から3まで (略)</p> <p>4 気象警報等の徹底 (1)から(2)まで (略)</p> <p>(3) 住民等に対する徹底 町本部で掌握した気象警報のうち、町内の住民にその内容 を徹底する必要があるときは、町防行政無線により、その 徹底を図るものとする。 町は、大雨、暴風、大雪等の特別警報及び特別警報に準ず る気象現象の発生 の伝達を受けた場合は、避難情 報の発令も含め、これを直ちに住民等に周知・伝達するもの とする。</p> <p>5 異常現象発見時の対策 (略)</p> <p>第2節 災害情報の収集・伝達計画 1から4まで (略)</p>	<p>7から9まで (略)</p> <p>第2節 輸送計画 (略)</p> <p>第4項 災害情報計画 第1節 気象予警報伝達等の計画 1から3まで (略)</p> <p>4 気象警報等の徹底 (1)から(2)まで (略)</p> <p>(3) 住民等に対する徹底 町本部で掌握した気象警報のうち、町内の住民にその内容 を徹底する必要があるときは、町防行政無線により、その 徹底を図るものとする。 町は、大雨、暴風、大雪等の特別警報及び大雨特別警報の 基準値以上となる格子の出現の伝達を受けた場合は、避難情 報の発令も含め、これを直ちに住民等に周知・伝達するもの とする。</p> <p>5 異常現象発見時の対策 (略)</p> <p>第2節 災害情報の収集・伝達計画 1から4まで (略)</p>	<p>岐阜県地域防災計 画との整合(県と 気象台との覚書改 訂に伴うもの)</p>

輸之内町地域防災計画（一般対策編）新旧対照表

105	<p>5 報告状況等の調査及び報告は、災害の種別、その他の災害条件によって一定できいないが、おおむね次表の区分によって調査報告をするものとする。必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び政府本部を含む防災関係への共有を図るものとする。</p> <hr/> <p>特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。</p> <p>また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は都道府県に連絡するものとする。</p> <p>6 から11まで (略) 第3節から第4節まで (略)</p>	<p>5 報告状況等の調査及び報告は、災害の種別、その他の災害条件によって一定できいないが、おおむね次表の区分によって調査報告をするものとする。必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び政府本部を含む防災関係への共有を図るものとする。</p> <p>町は、災害時の迅速な把握のため、安否不明者、行方不明者、死者について、関係機関の協力を経て、積極的に情報収集を行うものとする。</p> <p>特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。</p> <p>また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は都道府県に連絡するものとする。</p> <p>6 から11まで (略) 第3節から第4節まで (略)</p>	127	<p>第5項 災害防除計画 第1節 事前措置に関する計画 1 計画の方針 (略) 2 事前措置の範囲 災害が発生するおそれのある場合に、その災害を拡大させおそれがあるため認められる施設又は物件について被害の拡大を防止するため必要な範囲において、次のような物件の除去、保安等の措置を指示するものとする。 (1) 風害のおそれのある広告物、煙突等 (2) 農業用ため池 (3) その他危険物等 3 から5まで (略)</p>	<p>防災基本計画の修正及び岐阜県地域防災計画との整合</p> <p>県からの指摘事項への対応</p>
-----	--	---	-----	--	---



輪之内町地域防災計画（一般対策編）新旧対照表

131

第2節 水防計画  
1 から2まで  
(略)  
3 水防組織  
本町に水防本部を置き、水防全般の統括を図る。  
輪之内町水防本部体制及び分担任務表

職名	担当職	係	分担任務
(略)	(略)	(略)	(略)
資材部長	産業課長	産業課職員 教育課職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○応急復旧、救助用資機材等の確保に関すること。</li> <li>○応急仮設住宅に関すること。</li> <li>○農林、畜産関係の被害調査及び災害対策に関すること。</li> <li>○農業用共同施設、農作物等の災害調査に関すること。</li> <li>○種苗、生産資材、肥料等の対策に関すること。</li> <li>○農業関係団体との連絡調整に関すること。</li> <li>○商工業関係の被害調査及び災害対策に関すること。</li> <li>○水害時における食料確保及び輸送に関すること。</li> <li>○生活必需品の確保及び配給に関すること。</li> <li>○農業土木関係の被害調査及び応急復旧対策に関すること。</li> <li>○農業用ため池の応急復旧に関すること。</li> <li>○他部の応援に関すること。</li> </ul>
(略)	(略)	(略)	(略)

132

第2節 水防計画  
1 から2まで  
(略)  
3 水防組織  
本町に水防本部を置き、水防全般の統括を図る。  
輪之内町水防本部体制及び分担任務表

職名	担当職	係	分担任務
(略)	(略)	(略)	(略)
資材部長	産業課長	産業課職員 教育課職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○応急復旧、救助用資機材等の確保に関すること。</li> <li>○応急仮設住宅に関すること。</li> <li>○農林、畜産関係の被害調査及び災害対策に関すること。</li> <li>○農業用共同施設、農作物等の災害調査に関すること。</li> <li>○種苗、生産資材、肥料等の対策に関すること。</li> <li>○農業関係団体との連絡調整に関すること。</li> <li>○商工業関係の被害調査及び災害対策に関すること。</li> <li>○水害時における食料確保及び輸送に関すること。</li> <li>○生活必需品の確保及び配給に関すること。</li> <li>○農業土木関係の被害調査及び応急復旧対策に関すること。</li> <li>○他部の応援に関すること。</li> </ul>
(略)	(略)	(略)	(略)

4 水害リスクの開示  
(略)

5 防災知識の普及  
町及び防災関係機関等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等の対応策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。  
町及び県は、地域の防災力を高め、気候変動の影響も踏まえつつ、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実及び避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

4 水害リスクの開示  
(略)

5 防災知識の普及  
町及び防災関係機関等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等の対応策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。  
町及び県は、地域の防災力を高め、気候変動の影響も踏まえつつ、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実及び避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

県からの指摘事項への対応

輪之内町地域防災計画（一般対策編）新旧対照表

132	<p>各地区において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。</p> <p>防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を、5段階の警報レベルにより提供すること等を通じて、受け手側が情報の意味やとるべき行動を直感的に理解できような取組を推進する。</p> <p>町は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。</p>	<p>各地区において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。</p> <p>防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を、5段階の警報レベルにより提供すること等を通じて、受け手側が情報の意味やとるべき行動を直感的に理解できような取組を推進する。</p> <p>町は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。</p> <p>県及び町は治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部署の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。</p> <p>さらに町は、国、関係公共機関等の協力を得つつ、地域の水害等のリスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。（後略）</p> <p>6 体制整備</p> <p>水災については、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、町をはじめ国、県、河川管理者、水防管理者等多様な関係者で</p> <p>携体制を構築するものとする。</p> <p>7 から10まで (略)</p> <p>11 監視と警戒 (1) 常時監視 (略)</p>	133	<p>各地区において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。</p> <p>防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を、5段階の警報レベルにより提供すること等を通じて、受け手側が情報の意味やとるべき行動を直感的に理解できような取組を推進する。</p> <p>町は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。</p> <p>県及び町は治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部署の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。</p> <p>さらに町は、国、関係公共機関等の協力を得つつ、地域の水害等のリスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。（後略）</p> <p>6 体制整備</p> <p>水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。</p> <p>7 から10まで (略)</p> <p>11 監視と警戒 (1) 常時監視 (略)</p>	<p>防災基本計画の修正及び岐阜県地域防災計画との整合</p> <p>防災基本計画の修正及び岐阜県地域防災計画との整合</p>
-----	---	---	-----	---	---

輪之内町地域防災計画（一般対策編）新旧対照表

134	<p>(2)非常監視  <u>ア</u> 水防管理者は、出動命令を發したときから水防区域の監視及び警戒を厳にし、既往の被害箇所、水衝部その他特に重要な箇所を中心として堤防の表側と天端と裏側の班に分かれて巡視し、特に次の状態に注意し異常を發見した場合は、直ちに関係管理者に報告するとともに水防作業を開始する。          (ア) 裏法の漏水又は飽水による亀裂及びび欠け崩れ          (イ) 裏法で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ          (ウ) 天端の亀裂又は沈下          (エ) 堤防の溢水状況          (オ) 樋門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締り具合          (カ) 橋梁その他構造物と堤防との取付部分の異常</p> <p>イ ため池については、上記の外さらに次の点に注意するものとする。  <u>(ア)</u> 取入口の閉塞状況  <u>(イ)</u> 流入水位並びにその浮遊物の状態  <u>(ウ)</u> 余水吐及び放水路付近の状態  <u>(エ)</u> 重ね池の場合はその上部ため池の状態  <u>(オ)</u> 樋管の漏水による亀裂及びび欠け崩れ</p> <p>(3)警戒区域の設定          (略)          12から17まで          (略)</p> <p>第3節 消防計画          (略)</p> <p>第6項 災害救助保護計画          第1節 応急救助の手続等          (略)</p> <p>第2節 避難計画          1から3まで          (略)</p> <p>4 避難情報の発表          災害により危険が急迫し、人命保護その他災害の拡大防</p>	<p>(2)非常監視          水防管理者は、出動命令を發したときから水防区域の監視及び警戒を厳にし、既往の被害箇所、水衝部その他特に重要な箇所を中心として堤防の表側と天端と裏側の班に分かれて巡視し、特に次の状態に注意し異常を發見した場合は、直ちに関係管理者に報告するとともに水防作業を開始する。          (ア) 裏法の漏水又は飽水による亀裂及びび欠け崩れ          (イ) 裏法で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ          (ウ) 天端の亀裂又は沈下          (エ) 堤防の溢水状況          (オ) 樋門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締り具合          (カ) 橋梁その他構造物と堤防との取付部分の異常</p> <p>(3)警戒区域の設定          (略)          12から17まで          (略)</p> <p>第3節 消防計画          (略)</p> <p>第6項 災害救助保護計画          第1節 応急救助の手続等          (略)</p> <p>第2節 避難計画          1から3まで          (略)</p> <p>4 避難情報の発表          災害により危険が急迫し、人命保護その他災害の拡大防</p>	<p>県からの指摘事項への対応</p>
148	<p>4 避難情報の発表          災害により危険が急迫し、人命保護その他災害の拡大防</p>	<p>4 避難情報の発表          災害により危険が急迫し、人命保護その他災害の拡大防</p>	

輸之内町地域防災計画（一般対策編）新旧対照表

149	<p>止等のため、特に避難の必要が認められるとき、避難指示者は、高齢者等避難、避難指示等について、国、県、水防管理者等の協力を得つつ、関係法令の規定、あらかじめ定められた計画、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル等に基づき、住民への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>また、マニュアル等に基づき、高齢者等避難の発令による高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するものとする。</p> <p>5から9まで (略)</p> <p>10 避難所の開設及び収容保護 避難所の開設及び収容保護は、災害救助法が適用された場合は同法により、災害救助法が適用されない災害又は適用されるまでの間は、町本部独自の応急対策として実施するものとする。また、避難所を開設する場合には、</p> <p>あらかじめ施設の安全性を確認するものとするほか、要配慮者への多様なニーズへの配慮や、感染防止の観点から避難所の収容人数を考慮して、町外にあるものも含め賃貸住宅や町外のホテル・旅館等を避難所として借り上げるなど多様な避難所を確保するよう努めるものとする。</p> <p>(1)から(15)まで (略)</p> <p>11 帰宅困難者対策 (略)</p> <p>第3節から第5節まで (略)</p> <p>第6節 応急住宅対策 1から2まで (略)</p>	<p>止等のため、特に避難の必要が認められるとき、避難指示者は、高齢者等避難、避難指示等について、国、県、水防管理者等の協力を得つつ、関係法令の規定、あらかじめ定められた計画、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル等に基づき、住民への周知徹底に努めるものとする。さらに、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。また、マニュアル等に基づき、高齢者等避難の発令による高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するものとする。</p> <p>5から9まで (略)</p> <p>10 避難所の開設及び収容保護 避難所の開設及び収容保護は、災害救助法が適用された場合は同法により、災害救助法が適用されない災害又は適用されるまでの間は、町本部独自の応急対策として実施するものとする。また、避難所を開設する場合には、災害の規模に鑑み、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努め、あらかじめ施設の安全性を確認するものとするほか、要配慮者への多様なニーズへの配慮や、感染防止の観点から避難所の収容人数を考慮して、町外にあるものも含め賃貸住宅や町外のホテル・旅館等を避難所として借り上げるなど多様な避難所を確保するよう努めるものとする。</p> <p>(1)から(15)まで (略)</p> <p>11 帰宅困難者対策 (略)</p> <p>第3節から第5節まで (略)</p> <p>第6節 応急住宅対策 1から2まで (略)</p>	<p>防災基本計画の修正及び岐阜県地域防災計画との整合</p> <p>県からの指摘事項への対応（岐阜県地域防災計画との整合）</p>
153	<p>止等のため、特に避難の必要が認められるとき、避難指示者は、高齢者等避難、避難指示等について、国、県、水防管理者等の協力を得つつ、関係法令の規定、あらかじめ定められた計画、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル等に基づき、住民への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>また、マニュアル等に基づき、高齢者等避難の発令による高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するものとする。</p> <p>5から9まで (略)</p> <p>10 避難所の開設及び収容保護 避難所の開設及び収容保護は、災害救助法が適用された場合は同法により、災害救助法が適用されない災害又は適用されるまでの間は、町本部独自の応急対策として実施するものとする。また、避難所を開設する場合には、</p> <p>あらかじめ施設の安全性を確認するものとするほか、要配慮者への多様なニーズへの配慮や、感染防止の観点から避難所の収容人数を考慮して、町外にあるものも含め賃貸住宅や町外のホテル・旅館等を避難所として借り上げるなど多様な避難所を確保するよう努めるものとする。</p> <p>(1)から(15)まで (略)</p> <p>11 帰宅困難者対策 (略)</p> <p>第3節から第5節まで (略)</p> <p>第6節 応急住宅対策 1から2まで (略)</p>	<p>止等のため、特に避難の必要が認められるとき、避難指示者は、高齢者等避難、避難指示等について、国、県、水防管理者等の協力を得つつ、関係法令の規定、あらかじめ定められた計画、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル等に基づき、住民への周知徹底に努めるものとする。さらに、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。また、マニュアル等に基づき、高齢者等避難の発令による高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するものとする。</p> <p>5から9まで (略)</p> <p>10 避難所の開設及び収容保護 避難所の開設及び収容保護は、災害救助法が適用された場合は同法により、災害救助法が適用されない災害又は適用されるまでの間は、町本部独自の応急対策として実施するものとする。また、避難所を開設する場合には、災害の規模に鑑み、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努め、あらかじめ施設の安全性を確認するものとするほか、要配慮者への多様なニーズへの配慮や、感染防止の観点から避難所の収容人数を考慮して、町外にあるものも含め賃貸住宅や町外のホテル・旅館等を避難所として借り上げるなど多様な避難所を確保するよう努めるものとする。</p> <p>(1)から(15)まで (略)</p> <p>11 帰宅困難者対策 (略)</p> <p>第3節から第5節まで (略)</p> <p>第6節 応急住宅対策 1から2まで (略)</p>	<p>防災基本計画の修正及び岐阜県地域防災計画との整合</p> <p>県からの指摘事項への対応（岐阜県地域防災計画との整合）</p>

輪之内町地域防災計画（一般対策編）新旧対照表

172	<p>3 住宅確保等の種別 住宅を失い又は破損し、若しくは土石の侵入その他によって居住することができなくなったり災者に対する住宅の建設、修繕等は、おおむね次の種類及び順位によるものとする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策種別</th> <th>内容</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 自力確保</td> <td>(1) 自費建設 (2) 既存建築物の改造 (3) 借 用</td> <td>り災世帯が自力（自費）で建設する。 被災を免れた非住家を自力で改造修繕替えをして住居とする。 親せきその他一般の借家、貸間、アパート等を借りる。</td> </tr> <tr> <td>2 施設収容 既存公営</td> <td>(1) 公 営 住 宅 入 居 (2) 社会福祉施設への入所</td> <td>既存公営住宅への特定入居又は目的外使用 老人ホーム、児童福祉施設等、県、町又は社会福祉法人の経営する施設への優先入所</td> </tr> <tr> <td>3 公 営 住 宅 入 居</td> <td>災害復興住宅建設補修資金 一般個人住宅災害特別貸付 地すべり 関連住宅貸付</td> <td>災害復興住宅融資 公 営 住 宅 入 居 地すべり 関連住宅貸付</td> </tr> <tr> <td>4 災害救助法による仮設住宅供与</td> <td>自らの資力では、住宅を得ることができない者に対して町が仮設の住宅を供与する。 大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。</td> <td>自らの資力では、住宅を得ることができない者に対して町が仮設の住宅を供与する。 大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。</td> </tr> <tr> <td>5 公 営 住 宅 入 居</td> <td>(1) 災 害 公 営 住 宅 の 建 設 (2) 一 般 公 営 住 宅 の 建 設</td> <td>(1) 災 害 公 営 住 宅 の 建 設 (2) 一 般 公 営 住 宅 の 建 設</td> </tr> <tr> <td>1 自 費 修 繕</td> <td>り災者が自力（自費）で修繕をする。</td> <td>り災者が自力（自費）で修繕をする。</td> </tr> <tr> <td>2 公 庫 金 融 資</td> <td>(1) 公 庫 金 融 資 (2) そ の 他 の 公 費 融 資</td> <td>(1) 国 庫 金 融 資 (2) そ の 他 の 公 費 融 資</td> </tr> <tr> <td>3 災害救助法による応急修理</td> <td>自らの資力では、住宅を得ることができない者に対して町が応急的に修繕する。</td> <td>生活困難世帯に対して社会福祉協議会及び県が融資して改築あるいは補修する。 自らの資力では、住宅を修繕することができない者に対して町が応急的に修繕する。</td> </tr> <tr> <td>4 生活保護法による家屋修理</td> <td>保護世帯に対し、生活保護法で修理する。</td> <td>保護世帯に対し、生活保護法で修理する。</td> </tr> <tr> <td>1 自 費 除 去</td> <td>り災者が自力（自費）で除去する。</td> <td>り災者が自力（自費）で除去する。</td> </tr> <tr> <td>2 除 去 費 等 の 融 資</td> <td>自力で整備するには資金が不足する者に対し、住宅修繕同様融資して除去する。</td> <td>自力で整備するには資金が不足する者に対し、住宅修繕同様融資して除去する。</td> </tr> <tr> <td>3 災害救助法による除去</td> <td>生活能力の低い世帯のために町が除去する。</td> <td>生活能力の低い世帯のために町が除去する。</td> </tr> <tr> <td>4 生活保護法による除去</td> <td>保護世帯に対し、土砂等の除去又は屋根の雪下ろしを生活保護法（昭和25年法律第144号）で行う。</td> <td>保護世帯に対し、土砂等の除去又は屋根の雪下ろしを生活保護法（昭和25年法律第144号）で行う。</td> </tr> </tbody> </table>	対策種別	内容	内容	1 自力確保	(1) 自費建設 (2) 既存建築物の改造 (3) 借 用	り災世帯が自力（自費）で建設する。 被災を免れた非住家を自力で改造修繕替えをして住居とする。 親せきその他一般の借家、貸間、アパート等を借りる。	2 施設収容 既存公営	(1) 公 営 住 宅 入 居 (2) 社会福祉施設への入所	既存公営住宅への特定入居又は目的外使用 老人ホーム、児童福祉施設等、県、町又は社会福祉法人の経営する施設への優先入所	3 公 営 住 宅 入 居	災害復興住宅建設補修資金 一般個人住宅災害特別貸付 地すべり 関連住宅貸付	災害復興住宅融資 公 営 住 宅 入 居 地すべり 関連住宅貸付	4 災害救助法による仮設住宅供与	自らの資力では、住宅を得ることができない者に対して町が仮設の住宅を供与する。 大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。	自らの資力では、住宅を得ることができない者に対して町が仮設の住宅を供与する。 大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。	5 公 営 住 宅 入 居	(1) 災 害 公 営 住 宅 の 建 設 (2) 一 般 公 営 住 宅 の 建 設	(1) 災 害 公 営 住 宅 の 建 設 (2) 一 般 公 営 住 宅 の 建 設	1 自 費 修 繕	り災者が自力（自費）で修繕をする。	り災者が自力（自費）で修繕をする。	2 公 庫 金 融 資	(1) 公 庫 金 融 資 (2) そ の 他 の 公 費 融 資	(1) 国 庫 金 融 資 (2) そ の 他 の 公 費 融 資	3 災害救助法による応急修理	自らの資力では、住宅を得ることができない者に対して町が応急的に修繕する。	生活困難世帯に対して社会福祉協議会及び県が融資して改築あるいは補修する。 自らの資力では、住宅を修繕することができない者に対して町が応急的に修繕する。	4 生活保護法による家屋修理	保護世帯に対し、生活保護法で修理する。	保護世帯に対し、生活保護法で修理する。	1 自 費 除 去	り災者が自力（自費）で除去する。	り災者が自力（自費）で除去する。	2 除 去 費 等 の 融 資	自力で整備するには資金が不足する者に対し、住宅修繕同様融資して除去する。	自力で整備するには資金が不足する者に対し、住宅修繕同様融資して除去する。	3 災害救助法による除去	生活能力の低い世帯のために町が除去する。	生活能力の低い世帯のために町が除去する。	4 生活保護法による除去	保護世帯に対し、土砂等の除去又は屋根の雪下ろしを生活保護法（昭和25年法律第144号）で行う。	保護世帯に対し、土砂等の除去又は屋根の雪下ろしを生活保護法（昭和25年法律第144号）で行う。
対策種別	内容	内容																																										
1 自力確保	(1) 自費建設 (2) 既存建築物の改造 (3) 借 用	り災世帯が自力（自費）で建設する。 被災を免れた非住家を自力で改造修繕替えをして住居とする。 親せきその他一般の借家、貸間、アパート等を借りる。																																										
2 施設収容 既存公営	(1) 公 営 住 宅 入 居 (2) 社会福祉施設への入所	既存公営住宅への特定入居又は目的外使用 老人ホーム、児童福祉施設等、県、町又は社会福祉法人の経営する施設への優先入所																																										
3 公 営 住 宅 入 居	災害復興住宅建設補修資金 一般個人住宅災害特別貸付 地すべり 関連住宅貸付	災害復興住宅融資 公 営 住 宅 入 居 地すべり 関連住宅貸付																																										
4 災害救助法による仮設住宅供与	自らの資力では、住宅を得ることができない者に対して町が仮設の住宅を供与する。 大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。	自らの資力では、住宅を得ることができない者に対して町が仮設の住宅を供与する。 大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。																																										
5 公 営 住 宅 入 居	(1) 災 害 公 営 住 宅 の 建 設 (2) 一 般 公 営 住 宅 の 建 設	(1) 災 害 公 営 住 宅 の 建 設 (2) 一 般 公 営 住 宅 の 建 設																																										
1 自 費 修 繕	り災者が自力（自費）で修繕をする。	り災者が自力（自費）で修繕をする。																																										
2 公 庫 金 融 資	(1) 公 庫 金 融 資 (2) そ の 他 の 公 費 融 資	(1) 国 庫 金 融 資 (2) そ の 他 の 公 費 融 資																																										
3 災害救助法による応急修理	自らの資力では、住宅を得ることができない者に対して町が応急的に修繕する。	生活困難世帯に対して社会福祉協議会及び県が融資して改築あるいは補修する。 自らの資力では、住宅を修繕することができない者に対して町が応急的に修繕する。																																										
4 生活保護法による家屋修理	保護世帯に対し、生活保護法で修理する。	保護世帯に対し、生活保護法で修理する。																																										
1 自 費 除 去	り災者が自力（自費）で除去する。	り災者が自力（自費）で除去する。																																										
2 除 去 費 等 の 融 資	自力で整備するには資金が不足する者に対し、住宅修繕同様融資して除去する。	自力で整備するには資金が不足する者に対し、住宅修繕同様融資して除去する。																																										
3 災害救助法による除去	生活能力の低い世帯のために町が除去する。	生活能力の低い世帯のために町が除去する。																																										
4 生活保護法による除去	保護世帯に対し、土砂等の除去又は屋根の雪下ろしを生活保護法（昭和25年法律第144号）で行う。	保護世帯に対し、土砂等の除去又は屋根の雪下ろしを生活保護法（昭和25年法律第144号）で行う。																																										
173	<p>3 住宅確保等の種別 住宅を失い又は破損し、若しくは土石の侵入その他によって居住することができなくなったり災者に対する住宅の建設、修繕等は、おおむね次の種類及び順位によるものとする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策種別</th> <th>内容</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 自力確保</td> <td>(1) 自費建設 (2) 既存建築物の改造 (3) 借 用</td> <td>り災世帯が自力（自費）で建設する。 被災を免れた非住家を自力で改造修繕替えをして住居とする。 親せきその他一般の借家、貸間、アパート等を借りる。</td> </tr> <tr> <td>2 施設収容 既存公営</td> <td>(1) 公 営 住 宅 入 居 (2) 社会福祉施設への入所</td> <td>既存公営住宅への特定入居又は目的外使用 老人ホーム、児童福祉施設等、県、町又は社会福祉法人の経営する施設への優先入所</td> </tr> <tr> <td>3 公 営 住 宅 入 居</td> <td>災害復興住宅建設補修資金 一般個人住宅災害特別貸付 地すべり 関連住宅貸付</td> <td>災害復興住宅融資 公 営 住 宅 入 居 地すべり 関連住宅貸付</td> </tr> <tr> <td>4 災害救助法による仮設住宅供与</td> <td>自らの資力では、住宅を得ることができない者に対して町が仮設の住宅を供与する。 大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。</td> <td>自らの資力では、住宅を得ることができない者に対して町が仮設の住宅を供与する。 大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。</td> </tr> <tr> <td>5 公 営 住 宅 入 居</td> <td>(1) 災 害 公 営 住 宅 の 建 設 (2) 一 般 公 営 住 宅 の 建 設</td> <td>(1) 災 害 公 営 住 宅 の 建 設 (2) 一 般 公 営 住 宅 の 建 設</td> </tr> <tr> <td>1 自 費 修 繕</td> <td>り災者が自力（自費）で修繕をする。</td> <td>り災者が自力（自費）で修繕をする。</td> </tr> <tr> <td>2 公 庫 金 融 資</td> <td>(1) 公 庫 金 融 資 (2) そ の 他 の 公 費 融 資</td> <td>(1) 国 庫 金 融 資 (2) そ の 他 の 公 費 融 資</td> </tr> <tr> <td>3 災害救助法による応急修理</td> <td>自らの資力では、住宅を得ることができない者に対して町が応急的に修繕する。</td> <td>生活困難世帯に対して社会福祉協議会及び県が融資して改築あるいは補修する。 自らの資力では、住宅を修繕することができない者に対して町が応急的に修繕する。</td> </tr> <tr> <td>4 生活保護法による家屋修理</td> <td>保護世帯に対し、生活保護法で修理する。</td> <td>保護世帯に対し、生活保護法で修理する。</td> </tr> <tr> <td>1 自 費 除 去</td> <td>り災者が自力（自費）で除去する。</td> <td>り災者が自力（自費）で除去する。</td> </tr> <tr> <td>2 除 去 費 等 の 融 資</td> <td>自力で整備するには資金が不足する者に対し、住宅修繕同様融資して除去する。</td> <td>自力で整備するには資金が不足する者に対し、住宅修繕同様融資して除去する。</td> </tr> <tr> <td>3 災害救助法による除去</td> <td>生活能力の低い世帯のために町が除去する。</td> <td>生活能力の低い世帯のために町が除去する。</td> </tr> <tr> <td>4 生活保護法による除去</td> <td>保護世帯に対し、土砂等の除去又は屋根の雪下ろしを生活保護法（昭和25年法律第144号）で行う。</td> <td>保護世帯に対し、土砂等の除去又は屋根の雪下ろしを生活保護法（昭和25年法律第144号）で行う。</td> </tr> </tbody> </table>	対策種別	内容	内容	1 自力確保	(1) 自費建設 (2) 既存建築物の改造 (3) 借 用	り災世帯が自力（自費）で建設する。 被災を免れた非住家を自力で改造修繕替えをして住居とする。 親せきその他一般の借家、貸間、アパート等を借りる。	2 施設収容 既存公営	(1) 公 営 住 宅 入 居 (2) 社会福祉施設への入所	既存公営住宅への特定入居又は目的外使用 老人ホーム、児童福祉施設等、県、町又は社会福祉法人の経営する施設への優先入所	3 公 営 住 宅 入 居	災害復興住宅建設補修資金 一般個人住宅災害特別貸付 地すべり 関連住宅貸付	災害復興住宅融資 公 営 住 宅 入 居 地すべり 関連住宅貸付	4 災害救助法による仮設住宅供与	自らの資力では、住宅を得ることができない者に対して町が仮設の住宅を供与する。 大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。	自らの資力では、住宅を得ることができない者に対して町が仮設の住宅を供与する。 大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。	5 公 営 住 宅 入 居	(1) 災 害 公 営 住 宅 の 建 設 (2) 一 般 公 営 住 宅 の 建 設	(1) 災 害 公 営 住 宅 の 建 設 (2) 一 般 公 営 住 宅 の 建 設	1 自 費 修 繕	り災者が自力（自費）で修繕をする。	り災者が自力（自費）で修繕をする。	2 公 庫 金 融 資	(1) 公 庫 金 融 資 (2) そ の 他 の 公 費 融 資	(1) 国 庫 金 融 資 (2) そ の 他 の 公 費 融 資	3 災害救助法による応急修理	自らの資力では、住宅を得ることができない者に対して町が応急的に修繕する。	生活困難世帯に対して社会福祉協議会及び県が融資して改築あるいは補修する。 自らの資力では、住宅を修繕することができない者に対して町が応急的に修繕する。	4 生活保護法による家屋修理	保護世帯に対し、生活保護法で修理する。	保護世帯に対し、生活保護法で修理する。	1 自 費 除 去	り災者が自力（自費）で除去する。	り災者が自力（自費）で除去する。	2 除 去 費 等 の 融 資	自力で整備するには資金が不足する者に対し、住宅修繕同様融資して除去する。	自力で整備するには資金が不足する者に対し、住宅修繕同様融資して除去する。	3 災害救助法による除去	生活能力の低い世帯のために町が除去する。	生活能力の低い世帯のために町が除去する。	4 生活保護法による除去	保護世帯に対し、土砂等の除去又は屋根の雪下ろしを生活保護法（昭和25年法律第144号）で行う。	保護世帯に対し、土砂等の除去又は屋根の雪下ろしを生活保護法（昭和25年法律第144号）で行う。
対策種別	内容	内容																																										
1 自力確保	(1) 自費建設 (2) 既存建築物の改造 (3) 借 用	り災世帯が自力（自費）で建設する。 被災を免れた非住家を自力で改造修繕替えをして住居とする。 親せきその他一般の借家、貸間、アパート等を借りる。																																										
2 施設収容 既存公営	(1) 公 営 住 宅 入 居 (2) 社会福祉施設への入所	既存公営住宅への特定入居又は目的外使用 老人ホーム、児童福祉施設等、県、町又は社会福祉法人の経営する施設への優先入所																																										
3 公 営 住 宅 入 居	災害復興住宅建設補修資金 一般個人住宅災害特別貸付 地すべり 関連住宅貸付	災害復興住宅融資 公 営 住 宅 入 居 地すべり 関連住宅貸付																																										
4 災害救助法による仮設住宅供与	自らの資力では、住宅を得ることができない者に対して町が仮設の住宅を供与する。 大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。	自らの資力では、住宅を得ることができない者に対して町が仮設の住宅を供与する。 大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。																																										
5 公 営 住 宅 入 居	(1) 災 害 公 営 住 宅 の 建 設 (2) 一 般 公 営 住 宅 の 建 設	(1) 災 害 公 営 住 宅 の 建 設 (2) 一 般 公 営 住 宅 の 建 設																																										
1 自 費 修 繕	り災者が自力（自費）で修繕をする。	り災者が自力（自費）で修繕をする。																																										
2 公 庫 金 融 資	(1) 公 庫 金 融 資 (2) そ の 他 の 公 費 融 資	(1) 国 庫 金 融 資 (2) そ の 他 の 公 費 融 資																																										
3 災害救助法による応急修理	自らの資力では、住宅を得ることができない者に対して町が応急的に修繕する。	生活困難世帯に対して社会福祉協議会及び県が融資して改築あるいは補修する。 自らの資力では、住宅を修繕することができない者に対して町が応急的に修繕する。																																										
4 生活保護法による家屋修理	保護世帯に対し、生活保護法で修理する。	保護世帯に対し、生活保護法で修理する。																																										
1 自 費 除 去	り災者が自力（自費）で除去する。	り災者が自力（自費）で除去する。																																										
2 除 去 費 等 の 融 資	自力で整備するには資金が不足する者に対し、住宅修繕同様融資して除去する。	自力で整備するには資金が不足する者に対し、住宅修繕同様融資して除去する。																																										
3 災害救助法による除去	生活能力の低い世帯のために町が除去する。	生活能力の低い世帯のために町が除去する。																																										
4 生活保護法による除去	保護世帯に対し、土砂等の除去又は屋根の雪下ろしを生活保護法（昭和25年法律第144号）で行う。	保護世帯に対し、土砂等の除去又は屋根の雪下ろしを生活保護法（昭和25年法律第144号）で行う。																																										

県からの指摘事項への対応（制度改正）

輪之内町地域防災計画（一般対策編）新旧対照表

177	<p>4 から10まで (略) 第7節 医療・助産計画 活動のポイメント 1 から4まで (略) 5 災害救済法による基準（本節10参照） 第8節から第11節まで (略)</p> <p>第12節 防疫計画 1 から4まで (略)</p>	<p>4 から10まで (略) 第7節 医療・助産計画 活動のポイメント 1 から4まで (略) 5 災害救助法による基準（本節10参照） 第8節から第11節まで (略)</p> <p>第12節 防疫計画 1 から4まで (略)</p>	字句修正
198	<p>5 防疫の種別及び方法</p>	<p>5 防疫の種別及び方法</p>	岐阜県地域防災計画との整合（県からの指摘事項への対応）
199	<p>4 から10まで (略) 臨時予防接種 清潔方法 消毒方法 (略) ねずみ族昆虫等の駆除 生活用水の供給 感染症患者の措置</p>	<p>4 から10まで (略) 臨時予防接種 清潔方法 消毒方法 (略) ねずみ族昆虫等の駆除 生活用水の供給 感染症患者の措置</p>	
200	<p>4 から10まで (略) 臨時予防接種 清潔方法 消毒方法 (略) ねずみ族昆虫等の駆除 生活用水の供給 感染症患者の措置</p>	<p>4 から10まで (略) 臨時予防接種 清潔方法 消毒方法 (略) ねずみ族昆虫等の駆除 生活用水の供給 感染症患者の措置</p>	

輪之内町地域防災計画（一般対策編）新旧対照表

204	<p>6から11まで (略)</p> <p>第13節 清掃計画 1から4まで (略)</p> <p>5 災害廃棄物の処理 (略)</p> <p>また、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するた め、必要に応じて事業者等に対し、大気汚染防止法に基 き適切に解体等を行うよう指導・助言するなど、環境汚染 の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措 置等を講ずるものとする。 災害廃棄物に関する情報を、</p> <hr/> <p>ホームページ等において公開する等周知に努めるもの とする。</p>	<p>6から11まで (略)</p> <p>第13節 清掃計画 1から4まで (略)</p> <p>5 災害廃棄物の処理 (略)</p> <p>また、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するた め、必要に応じて事業者等に対し、大気汚染防止法に基 き適切に解体等を行うよう指導・助言するなど、環境汚染の未 然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を 講ずるものとする。 災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネッ トワーク(D.Waste-Net)、地域ブロック協議会の取組等に関し て、ホームページ等において公開する等周知に努めるものと する。</p>	<p>防災基本計画の修 正及び岐阜県地域 防災計画との整合</p>
231	<p>6から8まで (略)</p> <p>第14節から第16節まで (略)</p> <p>第7項から第12項まで (略)</p> <p>第4章 災害復旧計画 被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニテイ が被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわ わたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維 持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。 その際、地域住民の意向等を反映するとともに、男女共同 参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参 画を促進するものとする。あわせて、障がい者、高齢者等の 避難行動要支援者の参画を促進するものとする。</p>	<p>6から8まで (略)</p> <p>第14節から第16節まで (略)</p> <p>第7項から第12項まで (略)</p> <p>第4章 災害復旧計画 被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニテイ が被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわ わたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・ 回復や再構築に十分に配慮するものとする。 その際、地域住民の意向等を反映するとともに、男女共同参 画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画 を促進するものとする。あわせて、障がい者、高齢者等の避 難行動要支援者の参画を促進するものとする。</p>	

輪之内町地域防災計画（一般対策編）新旧対照表

231	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>1 から 3 まで (略)</p>	<p>県及び町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求めるとする。復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。</p> <p>1 から 3 まで (略)</p>	<p>防災基本計画の修正及び岐阜県地域防災計画との整合</p>
-----	--	--	---------------------------------



輪之内町地域防災計画（地震編）新旧対照表

頁	現計画	修正案	修正理由																																																																																
4	<p>第1章 総則 第1節から第4節まで (略)</p> <p>第5節 被害想定 本文 (略)</p> <p>○想定される地震の規模・人的被害・建物被害の状況 本文 (略)</p> <p>・想定される地震の概要</p> <table border="1" data-bbox="576 1240 815 2056"> <thead> <tr> <th rowspan="2">想定地震</th> <th rowspan="2">想定 マグニチュード</th> <th colspan="2">震度</th> <th colspan="2">PL値(液状化指数)</th> </tr> <tr> <th>最小</th> <th>最大</th> <th>最小</th> <th>最大</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ巨大地震</td> <td>9.0</td> <td>5.70</td> <td>5.84</td> <td>45.26</td> <td>52.24</td> </tr> <tr> <td>養老一桑名一四日市断層帯地震</td> <td>7.7</td> <td>6.12</td> <td>6.43</td> <td>31.61</td> <td>55.54</td> </tr> <tr> <td>阿寺断層系地震</td> <td>7.9</td> <td>4.81</td> <td>4.93</td> <td>1.11</td> <td>3.60</td> </tr> <tr> <td>跡津川断層地震</td> <td>7.8</td> <td>4.95</td> <td>5.01</td> <td>2.72</td> <td>11.27</td> </tr> <tr> <td>高山・大原断層帯地震</td> <td>7.6</td> <td>4.69</td> <td>4.90</td> <td>1.27</td> <td>10.19</td> </tr> </tbody> </table>	想定地震	想定 マグニチュード	震度		PL値(液状化指数)		最小	最大	最小	最大	南海トラフ巨大地震	9.0	5.70	5.84	45.26	52.24	養老一桑名一四日市断層帯地震	7.7	6.12	6.43	31.61	55.54	阿寺断層系地震	7.9	4.81	4.93	1.11	3.60	跡津川断層地震	7.8	4.95	5.01	2.72	11.27	高山・大原断層帯地震	7.6	4.69	4.90	1.27	10.19	<p>第1章 総則 第1節から第4節まで (略)</p> <p>第5節 被害想定 本文 (略)</p> <p>○想定される地震の規模・人的被害・建物被害の状況 本文 (略)</p> <p>想定される地震の概要</p> <table border="1" data-bbox="576 405 815 1218"> <thead> <tr> <th rowspan="2">想定地震</th> <th rowspan="2">想定 マグニチュード</th> <th colspan="2">震度</th> <th colspan="2">PL値(液状化指数)</th> </tr> <tr> <th>最小</th> <th>最大</th> <th>最小</th> <th>最大</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ巨大地震</td> <td>9.0</td> <td>5.76</td> <td>5.84</td> <td>45.26</td> <td>52.24</td> </tr> <tr> <td>養老一桑名一四日市断層帯地震</td> <td>7.7</td> <td>6.12</td> <td>6.43</td> <td>31.61</td> <td>55.54</td> </tr> <tr> <td>阿寺断層系地震</td> <td>7.9</td> <td>4.81</td> <td>4.93</td> <td>1.11</td> <td>3.60</td> </tr> <tr> <td>跡津川断層地震</td> <td>7.8</td> <td>4.95</td> <td>5.01</td> <td>2.72</td> <td>11.27</td> </tr> <tr> <td>高山・大原断層帯地震</td> <td>7.6</td> <td>4.69</td> <td>4.90</td> <td>1.27</td> <td>10.19</td> </tr> </tbody> </table>	想定地震	想定 マグニチュード	震度		PL値(液状化指数)		最小	最大	最小	最大	南海トラフ巨大地震	9.0	5.76	5.84	45.26	52.24	養老一桑名一四日市断層帯地震	7.7	6.12	6.43	31.61	55.54	阿寺断層系地震	7.9	4.81	4.93	1.11	3.60	跡津川断層地震	7.8	4.95	5.01	2.72	11.27	高山・大原断層帯地震	7.6	4.69	4.90	1.27	10.19	<p>錯誤の修正</p>
想定地震	想定 マグニチュード			震度		PL値(液状化指数)																																																																													
		最小	最大	最小	最大																																																																														
南海トラフ巨大地震	9.0	5.70	5.84	45.26	52.24																																																																														
養老一桑名一四日市断層帯地震	7.7	6.12	6.43	31.61	55.54																																																																														
阿寺断層系地震	7.9	4.81	4.93	1.11	3.60																																																																														
跡津川断層地震	7.8	4.95	5.01	2.72	11.27																																																																														
高山・大原断層帯地震	7.6	4.69	4.90	1.27	10.19																																																																														
想定地震	想定 マグニチュード	震度		PL値(液状化指数)																																																																															
		最小	最大	最小	最大																																																																														
南海トラフ巨大地震	9.0	5.76	5.84	45.26	52.24																																																																														
養老一桑名一四日市断層帯地震	7.7	6.12	6.43	31.61	55.54																																																																														
阿寺断層系地震	7.9	4.81	4.93	1.11	3.60																																																																														
跡津川断層地震	7.8	4.95	5.01	2.72	11.27																																																																														
高山・大原断層帯地震	7.6	4.69	4.90	1.27	10.19																																																																														
5	<p>・人的被害（単位：人）</p> <table border="1" data-bbox="879 1240 1114 2056"> <thead> <tr> <th>想定地震</th> <th>死者数</th> <th>負傷者数</th> <th>重傷者数</th> <th>要救出者数</th> <th>避難者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ巨大地震</td> <td>3</td> <td>88</td> <td>6</td> <td>11</td> <td>1,120</td> </tr> <tr> <td>養老一桑名一四日市断層帯地震</td> <td>33</td> <td>293</td> <td>64</td> <td>117</td> <td>2,302</td> </tr> <tr> <td>阿寺断層系地震</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>跡津川断層地震</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>280</td> </tr> <tr> <td>高山・大原断層帯地震</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>172</td> </tr> </tbody> </table> <p>・建物被害（単位：棟） (略)</p> <p>○内陸直下型地震の想定される地震の規模・人的被害・建物被害の状況 本文 (略)</p>	想定地震	死者数	負傷者数	重傷者数	要救出者数	避難者数	南海トラフ巨大地震	3	88	6	11	1,120	養老一桑名一四日市断層帯地震	33	293	64	117	2,302	阿寺断層系地震	0	2	0	0	81	跡津川断層地震	0	4	0	0	280	高山・大原断層帯地震	0	0	1	0	172	<p>・人的被害（単位：人）</p> <table border="1" data-bbox="879 405 1114 1218"> <thead> <tr> <th>想定地震</th> <th>死者数</th> <th>負傷者数</th> <th>重傷者数</th> <th>要救出者数</th> <th>避難者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ巨大地震</td> <td>3</td> <td>88</td> <td>6</td> <td>11</td> <td>1,120</td> </tr> <tr> <td>養老一桑名一四日市断層帯地震</td> <td>33</td> <td>293</td> <td>64</td> <td>117</td> <td>2,302</td> </tr> <tr> <td>阿寺断層系地震</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>跡津川断層地震</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>280</td> </tr> <tr> <td>高山・大原断層帯地震</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>172</td> </tr> </tbody> </table> <p>・建物被害（単位：棟） (略)</p> <p>○内陸直下型地震の想定される地震の規模・人的被害・建物被害の状況 ・想定される地震の概要</p>	想定地震	死者数	負傷者数	重傷者数	要救出者数	避難者数	南海トラフ巨大地震	3	88	6	11	1,120	養老一桑名一四日市断層帯地震	33	293	64	117	2,302	阿寺断層系地震	0	2	0	0	81	跡津川断層地震	0	4	0	0	280	高山・大原断層帯地震	0	1	0	0	172	<p>錯誤の修正</p>								
想定地震	死者数	負傷者数	重傷者数	要救出者数	避難者数																																																																														
南海トラフ巨大地震	3	88	6	11	1,120																																																																														
養老一桑名一四日市断層帯地震	33	293	64	117	2,302																																																																														
阿寺断層系地震	0	2	0	0	81																																																																														
跡津川断層地震	0	4	0	0	280																																																																														
高山・大原断層帯地震	0	0	1	0	172																																																																														
想定地震	死者数	負傷者数	重傷者数	要救出者数	避難者数																																																																														
南海トラフ巨大地震	3	88	6	11	1,120																																																																														
養老一桑名一四日市断層帯地震	33	293	64	117	2,302																																																																														
阿寺断層系地震	0	2	0	0	81																																																																														
跡津川断層地震	0	4	0	0	280																																																																														
高山・大原断層帯地震	0	1	0	0	172																																																																														

輪之内町地域防災計画（地震編）新旧対照表

5	<p>・想定される地震の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">想定地震</th> <th rowspan="2">想定 マグニチュード</th> <th colspan="2">震度</th> <th colspan="2">PL値(液状化指数)</th> </tr> <tr> <th>最小</th> <th>最大</th> <th>最小</th> <th>最大</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>揖斐川－武芸川（濃尾）</td> <td>7.7</td> <td>5.45</td> <td>5.60</td> <td>4.47</td> <td>18.23</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">長良川上流</td> <td rowspan="2">7.3</td> <td>4.71</td> <td>4.81</td> <td>0.00</td> <td>2.04</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>屏風山・恵那山及び猿投山</td> <td>7.7</td> <td>4.84</td> <td>4.96</td> <td>0.98</td> <td>5.22</td> </tr> <tr> <td>阿寺</td> <td>7.9</td> <td>4.76</td> <td>4.89</td> <td>1.64</td> <td>6.98</td> </tr> <tr> <td>高山・大原</td> <td>7.6</td> <td>4.33</td> <td>4.40</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> </tr> </tbody> </table>	想定地震	想定 マグニチュード	震度		PL値(液状化指数)		最小	最大	最小	最大	揖斐川－武芸川（濃尾）	7.7	5.45	5.60	4.47	18.23	長良川上流	7.3	4.71	4.81	0.00	2.04					屏風山・恵那山及び猿投山	7.7	4.84	4.96	0.98	5.22	阿寺	7.9	4.76	4.89	1.64	6.98	高山・大原	7.6	4.33	4.40	0.00	0.00	<p>・想定される地震の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">想定地震</th> <th rowspan="2">想定 マグニチュード</th> <th colspan="2">震度</th> <th colspan="2">PL値(液状化指数)</th> </tr> <tr> <th>最小</th> <th>最大</th> <th>最小</th> <th>最大</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>揖斐川－武芸川（濃尾）</td> <td>7.7</td> <td>5.45</td> <td>5.60</td> <td>4.47</td> <td>18.23</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">長良川上流</td> <td rowspan="2">7.3</td> <td>5.01</td> <td>5.09</td> <td>3.10</td> <td>13.09</td> </tr> <tr> <td>4.71</td> <td>4.81</td> <td>0.00</td> <td>2.04</td> </tr> <tr> <td>屏風山・恵那山及び猿投山</td> <td>7.7</td> <td>4.84</td> <td>4.96</td> <td>0.98</td> <td>5.22</td> </tr> <tr> <td>阿寺</td> <td>7.9</td> <td>4.76</td> <td>4.89</td> <td>1.64</td> <td>6.98</td> </tr> <tr> <td>高山・大原</td> <td>7.6</td> <td>4.33</td> <td>4.40</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>想定地震(長良川上流)の細分化</p>	想定地震	想定 マグニチュード	震度		PL値(液状化指数)		最小	最大	最小	最大	揖斐川－武芸川（濃尾）	7.7	5.45	5.60	4.47	18.23	長良川上流	7.3	5.01	5.09	3.10	13.09	4.71	4.81	0.00	2.04	屏風山・恵那山及び猿投山	7.7	4.84	4.96	0.98	5.22	阿寺	7.9	4.76	4.89	1.64	6.98	高山・大原	7.6	4.33	4.40	0.00	0.00
想定地震	想定 マグニチュード			震度		PL値(液状化指数)																																																																																				
		最小	最大	最小	最大																																																																																					
揖斐川－武芸川（濃尾）	7.7	5.45	5.60	4.47	18.23																																																																																					
長良川上流	7.3	4.71	4.81	0.00	2.04																																																																																					
屏風山・恵那山及び猿投山	7.7	4.84	4.96	0.98	5.22																																																																																					
阿寺	7.9	4.76	4.89	1.64	6.98																																																																																					
高山・大原	7.6	4.33	4.40	0.00	0.00																																																																																					
想定地震	想定 マグニチュード	震度		PL値(液状化指数)																																																																																						
		最小	最大	最小	最大																																																																																					
揖斐川－武芸川（濃尾）	7.7	5.45	5.60	4.47	18.23																																																																																					
長良川上流	7.3	5.01	5.09	3.10	13.09																																																																																					
		4.71	4.81	0.00	2.04																																																																																					
屏風山・恵那山及び猿投山	7.7	4.84	4.96	0.98	5.22																																																																																					
阿寺	7.9	4.76	4.89	1.64	6.98																																																																																					
高山・大原	7.6	4.33	4.40	0.00	0.00																																																																																					
<p>・人的被害（単位：人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>想定地震</th> <th>死者数</th> <th>負傷者数</th> <th>重傷者数</th> <th>要救出者数</th> <th>避難者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>揖斐川－武芸川（濃尾）</td> <td>2</td> <td>86</td> <td>5</td> <td>9</td> <td>819</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">長良川上流</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>屏風山・恵那山及び猿投山</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>123</td> </tr> <tr> <td>阿寺</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>高山・大原</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	想定地震	死者数	負傷者数	重傷者数	要救出者数	避難者数	揖斐川－武芸川（濃尾）	2	86	5	9	819	長良川上流	0	6	0	0	350	0	1	0	0	32	屏風山・恵那山及び猿投山	0	2	0	0	123	阿寺	0	1	0	0	160	高山・大原	0	0	0	0	0	<p>・人的被害（単位：人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>想定地震</th> <th>死者数</th> <th>負傷者数</th> <th>重傷者数</th> <th>要救出者数</th> <th>避難者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>揖斐川－武芸川（濃尾）</td> <td>2</td> <td>86</td> <td>5</td> <td>9</td> <td>819</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">長良川上流</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>屏風山・恵那山及び猿投山</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>123</td> </tr> <tr> <td>阿寺</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>高山・大原</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>錯誤の修正及び、想定地震(長良川上流)の細分化</p>	想定地震	死者数	負傷者数	重傷者数	要救出者数	避難者数	揖斐川－武芸川（濃尾）	2	86	5	9	819	長良川上流	0	6	0	0	350	0	1	0	0	32	屏風山・恵那山及び猿投山	0	2	0	0	123	阿寺	0	1	0	0	160	高山・大原	0	0	0	0	0							
想定地震	死者数	負傷者数	重傷者数	要救出者数	避難者数																																																																																					
揖斐川－武芸川（濃尾）	2	86	5	9	819																																																																																					
長良川上流	0	6	0	0	350																																																																																					
	0	1	0	0	32																																																																																					
屏風山・恵那山及び猿投山	0	2	0	0	123																																																																																					
阿寺	0	1	0	0	160																																																																																					
高山・大原	0	0	0	0	0																																																																																					
想定地震	死者数	負傷者数	重傷者数	要救出者数	避難者数																																																																																					
揖斐川－武芸川（濃尾）	2	86	5	9	819																																																																																					
長良川上流	0	6	0	0	350																																																																																					
	0	1	0	0	32																																																																																					
屏風山・恵那山及び猿投山	0	2	0	0	123																																																																																					
阿寺	0	1	0	0	160																																																																																					
高山・大原	0	0	0	0	0																																																																																					
<p>・建物被害（単位：棟）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>想定地震</th> <th>全壊</th> <th>半壊</th> <th>消失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>揖斐川－武芸川（濃尾）</td> <td>108</td> <td>191</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">長良川上流</td> <td>10</td> <td>18</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>屏風山・恵那山及び猿投山</td> <td>39</td> <td>68</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>阿寺</td> <td>52</td> <td>83</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>高山・大原</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	想定地震	全壊	半壊	消失	揖斐川－武芸川（濃尾）	108	191	0	長良川上流	10	18	0				屏風山・恵那山及び猿投山	39	68	0	阿寺	52	83	0	高山・大原	0	0	0	<p>・建物被害（単位：棟）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>想定地震</th> <th>全壊</th> <th>半壊</th> <th>消失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>揖斐川－武芸川（濃尾）</td> <td>192</td> <td>559</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">長良川上流</td> <td>108</td> <td>191</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>18</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>屏風山・恵那山及び猿投山</td> <td>39</td> <td>66</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>阿寺</td> <td>52</td> <td>83</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>高山・大原</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>錯誤の修正及び、想定地震(長良川上流)の細分化</p>	想定地震	全壊	半壊	消失	揖斐川－武芸川（濃尾）	192	559	0	長良川上流	108	191	0	10	18	0	屏風山・恵那山及び猿投山	39	66	0	阿寺	52	83	0	高山・大原	0	0	0																																			
想定地震	全壊	半壊	消失																																																																																							
揖斐川－武芸川（濃尾）	108	191	0																																																																																							
長良川上流	10	18	0																																																																																							
屏風山・恵那山及び猿投山	39	68	0																																																																																							
阿寺	52	83	0																																																																																							
高山・大原	0	0	0																																																																																							
想定地震	全壊	半壊	消失																																																																																							
揖斐川－武芸川（濃尾）	192	559	0																																																																																							
長良川上流	108	191	0																																																																																							
	10	18	0																																																																																							
屏風山・恵那山及び猿投山	39	66	0																																																																																							
阿寺	52	83	0																																																																																							
高山・大原	0	0	0																																																																																							
<p>・人的被害（単位：人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>想定地震</th> <th>死者数</th> <th>負傷者数</th> <th>重傷者数</th> <th>要救出者数</th> <th>避難者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>揖斐川－武芸川（濃尾）</td> <td>2</td> <td>86</td> <td>5</td> <td>9</td> <td>819</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">長良川上流</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>屏風山・恵那山及び猿投山</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>阿寺</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>高山・大原</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	想定地震	死者数	負傷者数	重傷者数	要救出者数	避難者数	揖斐川－武芸川（濃尾）	2	86	5	9	819	長良川上流	0	6	0	0	350	0	1	0	0	32	屏風山・恵那山及び猿投山	0	1	0	0	160	阿寺	0	1	0	0	160	高山・大原	0	0	0	0	0	<p>・建物被害（単位：棟）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>想定地震</th> <th>全壊</th> <th>半壊</th> <th>消失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>揖斐川－武芸川（濃尾）</td> <td>108</td> <td>191</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">長良川上流</td> <td>10</td> <td>18</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>屏風山・恵那山及び猿投山</td> <td>39</td> <td>68</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>阿寺</td> <td>52</td> <td>83</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>高山・大原</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	想定地震	全壊	半壊	消失	揖斐川－武芸川（濃尾）	108	191	0	長良川上流	10	18	0				屏風山・恵那山及び猿投山	39	68	0	阿寺	52	83	0	高山・大原	0	0	0																					
想定地震	死者数	負傷者数	重傷者数	要救出者数	避難者数																																																																																					
揖斐川－武芸川（濃尾）	2	86	5	9	819																																																																																					
長良川上流	0	6	0	0	350																																																																																					
	0	1	0	0	32																																																																																					
屏風山・恵那山及び猿投山	0	1	0	0	160																																																																																					
阿寺	0	1	0	0	160																																																																																					
高山・大原	0	0	0	0	0																																																																																					
想定地震	全壊	半壊	消失																																																																																							
揖斐川－武芸川（濃尾）	108	191	0																																																																																							
長良川上流	10	18	0																																																																																							
屏風山・恵那山及び猿投山	39	68	0																																																																																							
阿寺	52	83	0																																																																																							
高山・大原	0	0	0																																																																																							
<p>第6節 輪之内町の防災環境 (略)</p> <p>第2章 地震災害予防計画 第1項から第2項まで (略)</p>	<p>第6節 輪之内町の防災環境 (略)</p> <p>第2章 地震災害予防計画 第1項から第2項まで (略)</p>																																																																																									

輪之内町地域防災計画（地震編）新旧対照表

12	<p>第3項 民生安定のための備え 第1節 避難対策計画 1から5まで (略) 6 行政区域を越えた広域避難の調整 一般対策編 第3章第6 項第2節「避難計画」を準用する。</p> <p>第2節から第4節まで (略)</p> <p>第4項 地震に強いまちづくり 第1節 まちの不燃化・耐震化 1 防災上重要な建築物の耐震性確保の推進 (略) 2 一般建築物の耐震性強化 (1) 木造住宅耐震診断・耐震補強工事費補助制度等による木 造住宅の耐震化促進 (略) (2) 建築基準法に基づく建築物等の規制による推進 建築物の敷地、構造及び用途等が建築基準法に適合するよ う、県では建築確認審査業務__をとおした指導を行っている。 (3)から(4)まで (略)</p> <p>3から5まで (略)</p> <p>6 河川等の整備 (1) 河川施設の安全性の確保 (略) (2) 消防水利の強化 河川水利利用の消火活動に資するため、必要に応じて河川堤 防や河岸から水辺へのアプローチの改善を図る。(坂路や階 段の設置、緩傾斜護岸の採用等) また、水道管等による消防水利の不足に備えるた</p>	<p>第3項 民生安定のための備え 第1節 避難対策計画 1から5まで (略) 6 行政区域を越えた広域避難の調整 一般対策編第2章第14節「避難対策」および第3章第6 項第2節「避難計画」を準用する。</p> <p>第2節から第4節まで (略)</p> <p>第4項 地震に強いまちづくり 第1節 まちの不燃化・耐震化 1 防災上重要な建築物の耐震性確保の推進 (略) 2 一般建築物の耐震性強化 (1) 木造住宅耐震診断・耐震補強工事費補助制度等による木 造住宅の耐震化促進 (略) (2) 建築基準法に基づく建築物等の規制による推進 建築物の敷地、構造及び用途等が建築基準法に適合するよ う、県では建築確認審査業務__をとおした指導を行ってい る。 (3)から(4)まで (略)</p> <p>3から5まで (略)</p> <p>6 河川等の整備 (1) 河川施設の安全性の確保 (略) (2) 消防水利の強化 河川水利利用の消火活動に資するため、必要に応じて河川堤 防や河岸から水辺へのアプローチの改善を図る。(坂路や階 段の設置、緩傾斜護岸の採用等) また、水道管等による消防水利の不足に備えるた</p>	<p>県からの指摘事項 への対応</p>
17	<p>第3項 民生安定のための備え 第1節 避難対策計画 1から5まで (略) 6 行政区域を越えた広域避難の調整 一般対策編 第3章第6 項第2節「避難計画」を準用する。</p> <p>第2節から第4節まで (略)</p> <p>第4項 地震に強いまちづくり 第1節 まちの不燃化・耐震化 1 防災上重要な建築物の耐震性確保の推進 (略) 2 一般建築物の耐震性強化 (1) 木造住宅耐震診断・耐震補強工事費補助制度等による木 造住宅の耐震化促進 (略) (2) 建築基準法に基づく建築物等の規制による推進 建築物の敷地、構造及び用途等が建築基準法に適合するよ う、県では建築確認審査業務__をとおした指導を行っている。 (3)から(4)まで (略)</p> <p>3から5まで (略)</p> <p>6 河川等の整備 (1) 河川施設の安全性の確保 (略) (2) 消防水利の強化 河川水利利用の消火活動に資するため、必要に応じて河川堤 防や河岸から水辺へのアプローチの改善を図る。(坂路や階 段の設置、緩傾斜護岸の採用等) また、水道管等による消防水利の不足に備えるた</p>	<p>第3項 民生安定のための備え 第1節 避難対策計画 1から5まで (略) 6 行政区域を越えた広域避難の調整 一般対策編第2章第14節「避難対策」および第3章第6 項第2節「避難計画」を準用する。</p> <p>第2節から第4節まで (略)</p> <p>第4項 地震に強いまちづくり 第1節 まちの不燃化・耐震化 1 防災上重要な建築物の耐震性確保の推進 (略) 2 一般建築物の耐震性強化 (1) 木造住宅耐震診断・耐震補強工事費補助制度等による木 造住宅の耐震化促進 (略) (2) 建築基準法に基づく建築物等の規制による推進 建築物の敷地、構造及び用途等が建築基準法に適合するよ う、県では建築確認審査業務__をとおした指導を行ってい る。 (3)から(4)まで (略)</p> <p>3から5まで (略)</p> <p>6 河川等の整備 (1) 河川施設の安全性の確保 (略) (2) 消防水利の強化 河川水利利用の消火活動に資するため、必要に応じて河川堤 防や河岸から水辺へのアプローチの改善を図る。(坂路や階 段の設置、緩傾斜護岸の採用等) また、水道管等による消防水利の不足に備えるた</p>	<p>県からの指摘事項 への対応</p>
18	<p>第3項 民生安定のための備え 第1節 避難対策計画 1から5まで (略) 6 行政区域を越えた広域避難の調整 一般対策編 第3章第6 項第2節「避難計画」を準用する。</p> <p>第2節から第4節まで (略)</p> <p>第4項 地震に強いまちづくり 第1節 まちの不燃化・耐震化 1 防災上重要な建築物の耐震性確保の推進 (略) 2 一般建築物の耐震性強化 (1) 木造住宅耐震診断・耐震補強工事費補助制度等による木 造住宅の耐震化促進 (略) (2) 建築基準法に基づく建築物等の規制による推進 建築物の敷地、構造及び用途等が建築基準法に適合するよ う、県では建築確認審査業務__をとおした指導を行っている。 (3)から(4)まで (略)</p> <p>3から5まで (略)</p> <p>6 河川等の整備 (1) 河川施設の安全性の確保 (略) (2) 消防水利の強化 河川水利利用の消火活動に資するため、必要に応じて河川堤 防や河岸から水辺へのアプローチの改善を図る。(坂路や階 段の設置、緩傾斜護岸の採用等) また、水道管等による消防水利の不足に備えるた</p>	<p>第3項 民生安定のための備え 第1節 避難対策計画 1から5まで (略) 6 行政区域を越えた広域避難の調整 一般対策編第2章第14節「避難対策」および第3章第6 項第2節「避難計画」を準用する。</p> <p>第2節から第4節まで (略)</p> <p>第4項 地震に強いまちづくり 第1節 まちの不燃化・耐震化 1 防災上重要な建築物の耐震性確保の推進 (略) 2 一般建築物の耐震性強化 (1) 木造住宅耐震診断・耐震補強工事費補助制度等による木 造住宅の耐震化促進 (略) (2) 建築基準法に基づく建築物等の規制による推進 建築物の敷地、構造及び用途等が建築基準法に適合するよ う、県では建築確認審査業務__をとおした指導を行ってい る。 (3)から(4)まで (略)</p> <p>3から5まで (略)</p> <p>6 河川等の整備 (1) 河川施設の安全性の確保 (略) (2) 消防水利の強化 河川水利利用の消火活動に資するため、必要に応じて河川堤 防や河岸から水辺へのアプローチの改善を図る。(坂路や階 段の設置、緩傾斜護岸の採用等) また、水道管等による消防水利の不足に備えるた</p>	<p>県からの指摘事項 への対応</p>

輪之内町地域防災計画（地震編）新旧対照表

18	<p>め、用水路、ため池等の活用を図る。 （新規）</p> <p>第2節から第6節まで （略）</p> <p>第3章から第6章まで （略）</p>	<p>め、用水路_____等の活用を図る。</p> <p>7 空家等の状況の確認 町は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。</p> <p>第2節から第6節まで （略）</p> <p>第3章から第6章まで （略）</p>	<p>県からの指摘事項への対応</p> <p>岐阜県地域防災計画との整合</p>
----	---	--	--

輪之内町地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

頁	現計画	修正案	修正理由
3	<p>第1章 総則 第1節から第3節まで (略)</p> <p>第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針 地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際し ては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委 員会が定める「原子力災害対策指針」（平成24年10月31 日策定。令和3年7月21日最終改訂。以下「指針」という。） を遵守するものとする。</p> <p>第5節から第8節まで (略)</p> <p>第2章 原子力災害事前対策 第1節から第9節まで (略)</p> <p>第10節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 1から3まで (略)</p> <p>4 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備 町は、平常時から県、原子力事業者等と連携を図り、原子 力施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため、 消防水利の確保、消防体制の整備を行うものとする。 (1) 町は、国及び県と協力し、<u>応急対策を行う</u> <u>防災業務関係者の安全確保のための資機材を</u> <u>あらかじめ整備するものとする。</u> (2) 町は、<u>応急対策を行う</u> <u>防災業務</u> <u>関係者の安全確保のため、平常時より、国、県及び原子力</u> <u>事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。</u></p> <p>5 物資の調達、供給活動 (略)</p>	<p>第1章 総則 第1節から第3節まで (略)</p> <p>第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針 地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際し ては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委 員会が定める「原子力災害対策指針」（平成24年10月31 日策定。令和4年7月6日最終改訂。以下「指針」という。） を遵守するものとする。</p> <p>第5節から第8節まで (略)</p> <p>第2章 原子力災害事前対策 第1節から第9節まで (略)</p> <p>第10節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 1から3まで (略)</p> <p>4 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備 町は、平常時から県、原子力事業者等と連携を図り、原子 力施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため、 消防水利の確保、消防体制の整備を行うものとする。 (1) 町は、国及び県と協力し、<u>被ばくの可能性がある環境下</u> <u>で活動する防災業務関係者の安全確保のための資機材を</u> <u>あらかじめ整備するものとする。</u> (2) 町は、<u>被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務</u> <u>関係者の安全確保のため、平常時より、国、県及び原子力</u> <u>事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。</u></p> <p>5 物資の調達、供給活動 (略)</p>	<p>時点修正</p> <p>岐阜県地域防災計画 の修正（防災基本計画 の修正）</p>
25	<p>第1章 総則 第1節から第3節まで (略)</p> <p>第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針 地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際し ては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委 員会が定める「原子力災害対策指針」（平成24年10月31 日策定。令和3年7月21日最終改訂。以下「指針」という。） を遵守するものとする。</p> <p>第5節から第8節まで (略)</p> <p>第2章 原子力災害事前対策 第1節から第9節まで (略)</p> <p>第10節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 1から3まで (略)</p> <p>4 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備 町は、平常時から県、原子力事業者等と連携を図り、原子 力施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため、 消防水利の確保、消防体制の整備を行うものとする。 (1) 町は、国及び県と協力し、<u>応急対策を行う</u> <u>防災業務関係者の安全確保のための資機材を</u> <u>あらかじめ整備するものとする。</u> (2) 町は、<u>応急対策を行う</u> <u>防災業務</u> <u>関係者の安全確保のため、平常時より、国、県及び原子力</u> <u>事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。</u></p> <p>5 物資の調達、供給活動 (略)</p>	<p>第1章 総則 第1節から第3節まで (略)</p> <p>第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針 地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際し ては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委 員会が定める「原子力災害対策指針」（平成24年10月31 日策定。令和4年7月6日最終改訂。以下「指針」という。） を遵守するものとする。</p> <p>第5節から第8節まで (略)</p> <p>第2章 原子力災害事前対策 第1節から第9節まで (略)</p> <p>第10節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 1から3まで (略)</p> <p>4 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備 町は、平常時から県、原子力事業者等と連携を図り、原子 力施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため、 消防水利の確保、消防体制の整備を行うものとする。 (1) 町は、国及び県と協力し、<u>被ばくの可能性がある環境下</u> <u>で活動する防災業務関係者の安全確保のための資機材を</u> <u>あらかじめ整備するものとする。</u> (2) 町は、<u>被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務</u> <u>関係者の安全確保のため、平常時より、国、県及び原子力</u> <u>事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。</u></p> <p>5 物資の調達、供給活動 (略)</p>	<p>時点修正</p> <p>岐阜県地域防災計画 の修正（防災基本計画 の修正）</p>

輪之内町地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

37	<p>第1 1 1 から第1 7 章まで (略)</p> <p>第3 章 緊急事態応急対策 第1 節から第2 節まで (略)</p> <p>第3 節 活動体制の確立 1 から6 まで (略)</p> <p>7 防災業務関係者の安全確保 (1)から(2)まで (略)</p> <p>(3) 防災業務関係者の放射線防護 ①～③まで (略)</p> <p>④町は、<u>応急対策活動を行う</u>町の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。 ⑤町は、<u>応急対策を行う</u>職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p> <p>第4 節 屋内退避、避難収容等の防護活動 1 から2 まで (略)</p> <p>3 広域一時滞在 (1)から(2)まで (略)</p> <p>(新規)</p> <p>4 から9 まで (略)</p>	<p>第1 1 1 から第1 7 章まで (略)</p> <p>第3 章 緊急事態応急対策 第1 節から第2 節まで (略)</p> <p>第3 節 活動体制の確立 1 から6 まで (略)</p> <p>7 防災業務関係者の安全確保 (1)から(2)まで (略)</p> <p>(3) 防災業務関係者の放射線防護 ①～③まで (略)</p> <p>④町は、<u>被ばくの可能性がある環境下で活動する町の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。</u> ⑤町は、<u>被ばくの可能性がある環境下で活動する職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。</u></p> <p>第4 節 屋内退避、避難収容等の防護活動 1 から2 まで (略)</p> <p>3 広域一時滞在 (1)から(2)まで (略)</p> <p>(3) 広域避難の実施にあたって、町、県、国は「<u>岐阜県地域防災計画（一般対策編）</u>」に規定する役割を担うものとする。</p> <p>4 から9 まで (略)</p>	<p>岐阜県地域防災計画の修正（防災基本計画の修正）</p> <p>岐阜県地域防災計画との整合</p>
40	<p>第1 1 1 から第1 7 章まで (略)</p> <p>第3 章 緊急事態応急対策 第1 節から第2 節まで (略)</p> <p>第3 節 活動体制の確立 1 から6 まで (略)</p> <p>7 防災業務関係者の安全確保 (1)から(2)まで (略)</p> <p>(3) 防災業務関係者の放射線防護 ①～③まで (略)</p> <p>④町は、<u>応急対策活動を行う</u>町の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。 ⑤町は、<u>応急対策を行う</u>職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p> <p>第4 節 屋内退避、避難収容等の防護活動 1 から2 まで (略)</p> <p>3 広域一時滞在 (1)から(2)まで (略)</p> <p>(新規)</p> <p>4 から9 まで (略)</p>	<p>第1 1 1 から第1 7 章まで (略)</p> <p>第3 章 緊急事態応急対策 第1 節から第2 節まで (略)</p> <p>第3 節 活動体制の確立 1 から6 まで (略)</p> <p>7 防災業務関係者の安全確保 (1)から(2)まで (略)</p> <p>(3) 防災業務関係者の放射線防護 ①～③まで (略)</p> <p>④町は、<u>被ばくの可能性がある環境下で活動する町の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。</u> ⑤町は、<u>被ばくの可能性がある環境下で活動する職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。</u></p> <p>第4 節 屋内退避、避難収容等の防護活動 1 から2 まで (略)</p> <p>3 広域一時滞在 (1)から(2)まで (略)</p> <p>(3) 広域避難の実施にあたって、町、県、国は「<u>岐阜県地域防災計画（一般対策編）</u>」に規定する役割を担うものとする。</p> <p>4 から9 まで (略)</p>	<p>岐阜県地域防災計画の修正（防災基本計画の修正）</p> <p>岐阜県地域防災計画との整合</p>

輪之内町地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

	<p>第5節から第11節まで (略)</p> <p>第4章 原子力災害中長期対策 (略)</p>	<p>第5節から第11節まで (略)</p> <p>第4章 原子力災害中長期対策 (略)</p>	
--	--	--	--

## 現行

## 道路・橋梁の現況

区分	国道	県道 (令和3年4月1日現在)			町道 (令和4年4月1日現在)				
		主要 地方道	一般	計	1級	2級	その他	計	
路線数	1	2	3	5	9	20	800	829	
改良	実延長(m)	666	7,152.7	20,039.4	27,192.1	16,261.2	13,668.6	277,355.9	307,285.7
	改良済(m)	666	7,152.7	20,039.4	27,192.1	15,522.4	9,640.9	138,052.9	163,216.2
	未改良(m)	0	0	0.0	0.0	738.8	4,234.3	139,303.0	144,276.1
	改良率(%)	100	100	100	100	95.5	70.5	49.8	53.1
舗装・未舗装別									
舗装	実延長(m)	666	7,152.7	20,039.4	27,192.1	16,261.2	13,667.8	277,350.6	307,279.6
	舗装済(m)	666	7,152.7	20,039.4	27,192.1	16,261.2	13,642.0	216,298.4	246,201.6
	未舗装(m)	0	0	0	0	0	26.6	61,057.5	61,084.1
	舗装率(%)	100	100	100	100	100	99.8	78.0	80.1
橋梁	橋梁数	0	9	21	30	14	28	312	354
	実延長(m)	0	462.0	196.7	658.7	80.4	134.3	1,262.2	1476.9
	木橋数	0	0	0	0	0	0	0	0
	永久橋	0	9	21	30	14	28	312	354

国道:「道路現況調査」より、県道:「令和3年度 道路現況(安八郡輪之内町(3829))」、町道:「道路台帳調書」より

## 修正後

## 道路・橋梁の現況

区分	国道	県道 (令和4年4月1日現在)			町道 (令和5年4月1日現在)				
		主要 地方道	一般	計	1級	2級	その他	計	
路線数	1	2	3	5	9	20	800	829	
改良	実延長(m)	666	7,152.7	20,039.4	27,192.1	16,261.2	13,668.6	277,324.5	307,254.3
	改良済(m)	666	7,152.7	19,217.9	26,370.6	15,522.4	9,640.9	138,433.7	163,597.0
	未改良(m)	0	0	0.0	0.0	738.8	4,027.7	138,890.8	143,657.3
	改良率(%)	100	100	95.9	97	95.5	70.5	49.9	53.2
舗装・未舗装別									
舗装	実延長(m)	666	7,152.7	20,039.4	27,192.1	16,261.2	13,668.6	277,324.5	307,254.3
	舗装済(m)	666	7,152.7	20,039.4	27,192.1	16,261.2	13,642.0	217,700.8	247,604.0
	未舗装(m)	0	0	0	0	0	26.6	59,623.7	59,650.3
	舗装率(%)	100	100	100	100	100	99.8	78.5	80.6
橋梁	橋梁数	0	9	21	30	14	28	311	353
	実延長(m)	0	462.0	198.0	660.0	80.4	134.3	1,259.5	1474.2
	木橋数	0	0	0	0	0	0	0	0
	永久橋	0	9	21	30	14	28	311	353

国道:「道路現況調査」より、県道:「令和4年度 道路現況(安八郡輪之内町(3829))」、町道:「道路台帳調書」より